

第 2 期

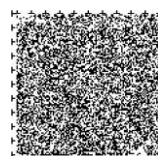
嘉麻市地域福祉計画

令和 3 年度～令和 7 年度

安心、ゆとりのある地域福祉のまち 嘉麻

令和 3 年 3 月

嘉 麻 市



Uni-Voice

ご あ い さ つ



近年、人口減少、少子高齢化の急速な進展などにより家庭内での支え合いの力が弱まるとともに、価値観の多様化、地域社会のつながりの希薄化が進行するなど地域での支えあいや見守りの機能も弱まっています。

また、市民や地域が抱える生活課題が複数の分野にまたがり複雑化・複合化している問題が顕在化しています。

このような状況の中、市民アンケートや関係団体に対するヒアリングを通じて、本市の地域福祉に関する現状や課題を把握し、平成28年3月に策定しました「嘉麻市地域福祉計画」を見直し、「第2期嘉麻市地域福祉計画」を策定いたしました。

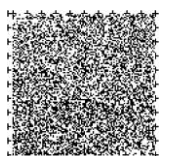
本計画においても、引き続き「安心、ゆとりのある地域福祉のまち 嘉麻」を基本理念とし、共に支え合い、一人ひとりの人権が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく安心して、生きがいを持って暮らすことができる地域福祉が充実したまちづくりの推進に努めてまいります。

市民の皆さまが、家庭・地域・職場などの身近なところから、一人ひとりが無理をせず自分のできるところから、自分のこととして地域福祉について考え、実行していただくことが、本計画推進の大きな力となります。つきましては、市民の皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たり、多大なご尽力をいただきました嘉麻市地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、市民アンケート調査、ヒアリングなどにご協力いただきました市民の皆様並びに関係団体の方々に、心から感謝申し上げます。

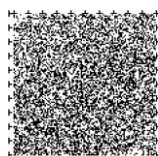
令和3年3月

嘉麻市長 赤間 幸弘



目 次

第 1 章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 計画の策定体制	7
 第 2 章 福祉をとりまく現状と課題.....	9
1 本市の福祉をとりまく現状	10
(1) 人口及び世帯の状況.....	10
(2) 支援の必要な人の状況.....	15
(3) 社会資源の状況.....	20
(4) 嘉麻市社会福祉協議会の状況.....	22
(5) 第 1 期計画の評価.....	23
2 地域福祉についての市民意向の把握	24
(1) 市民アンケート調査.....	24
(2) 関係団体ヒアリング.....	44
3 地域福祉の現状と課題	46
 第 3 章 計画の基本的な考え方.....	49
1 計画の基本的な考え方	50
(1) 基本理念.....	50
(2) 基本的な視点.....	51
2 計画の基本目標	52
(1) 計画の基本目標.....	52
(2) 施策の体系.....	54
 第 4 章 主要施策の展開.....	55
1 支え合いの意識と人づくり	56
(1) 人権や地域福祉に関する意識の醸成.....	56
(2) 地域づくりと地域のつながりの強化.....	57



2	自分らしく暮らせる地域づくり	60
(1)	福祉サービスの充実.....	60
(2)	適切な情報提供.....	61
(3)	複合的課題への対応と相談支援体制の充実.....	62
(4)	権利擁護の推進.....	64
3	安心安全に暮らせるまちづくり	66
(1)	生活環境の整備.....	66
(2)	地域の防災力の向上.....	67

第5章 計画の推進に向けて 69

1	計画の推進体制	70
(1)	協働による計画の推進	70
(2)	計画の評価・見直し.....	70

資料編..... 71

1	嘉麻市地域福祉計画策定委員会条例	72
2	嘉麻市地域福祉計画策定委員会委員名簿	74
3	嘉麻市地域福祉計画作成委員会規程	75
4	嘉麻市地域福祉計画策定経過	77
5	用語の解説（50音順）	78

●「障害」の「害」の字のひらがな表記について

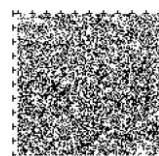
本市では、「障害」の「害」の表記については、「障害」という用語が単語又は熟語として用いられ、人や人の状況を表すときはひらがなの「障がい」で表記しています。ただし、固有名詞や法令などの名称などで「障害」と表記してあるものについては、そのまま漢字で表記しています。

●本文中の用語について

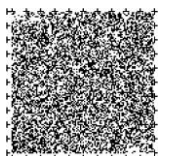
本文中で「*」を付けている用語については、資料編の「用語の解説」において内容を説明しています。

●音声コード「Uni-Voice」について

各ページには音声コードが付いています。音声コードに対応したアプリケーションをインストールしたスマートフォンなどで撮影すると、記載されている内容を音声で聞くことができます。



第 1 章 計画策定にあたって



1 計画策定の趣旨

本市では、平成28年3月に「嘉麻市地域福祉計画」を策定し、「安心、ゆとりのある地域福祉のまち 嘉麻」を基本理念として、高齢者、障がいのある人、子ども及び*生活困窮者などに関し、嘉麻市総合計画をはじめ福祉分野の各個別計画などに基づき、地域住民や関係団体と連携・協働のもと、誰もが健やかに暮らせる福祉のまちづくりを推進してきたところです。

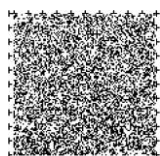
近年、人口減少、少子高齢化の急速な進展や、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加などにより、家庭内での支え合いの力が弱まっています。また、社会経済情勢の変化に伴い、価値観の多様化、地域における人々の繋がり希薄化が進行するなど、家族や地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、地域での支え合いや見守りの機能が弱まっています。

このような家族や地域のあり方の変化により、生活困窮、社会的孤立、*虐待、孤立死や自殺などに加え、人口減少に伴う空家や空き店舗、管理されない空地の増加など、地域で暮らしていく上での課題は、社会保障の領域を超え多様で複合的なものになっています。

さらに、人権を取り巻く状況は、国際化、情報化の進展などを背景とした新たな人権問題の顕在化や、虐待防止を目的とした法律や個別の人権問題の解決に向けた法律の制定など大きく変化しています。

また、近年頻発する自然災害発生時における要配慮者への支援のあり方や、多くの人の暮らしに大きな影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症による新たな課題も生じています。

これまで国を中心に公的支援サービスの基盤づくりが進められてきましたが、個人や世帯で複数の分野の課題を抱える状況や、複合的な要因によりこれまでの対象者別・分野別支援制度での対応が難しい状況などの課題が顕在化しています。また、既存の制度の枠組みでは救済できない方への支援など、制度の狭間の問題に対する対応が求められており、複合的に支援していくことが必要とされています。



国は、「ニッポン一億総活躍プラン」において、制度・分野ごとの『縦割り』や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図ることとし、その実現に向けて社会福祉法が改正され、平成30年4月に施行されました。

また、令和2年6月には、地域共生社会の実現に向け、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備するため、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する地域生活課題の解決に資する事業を一体のものとして実施することなどを定めた社会福祉法の改正が行われ、順次施行されています。

本市では、近年の社会状況や国の動向などを踏まえ、地域共生社会の実現に向けた包括的な地域福祉を推進するため、「第2期嘉麻市地域福祉計画」を策定します。

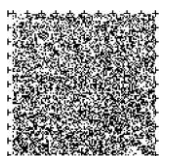
■社会福祉法における地域福祉を推進する主体と目的に関する条文■

社会福祉法（抄）（昭和26年法律第45号）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民など」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民などは、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携などによりその解決を図るよう特に留意するものとする。



■地域福祉計画に盛り込むことが求められる事項■

社会福祉法（抄）（昭和26年法律第45号）

（市町村地域福祉計画）

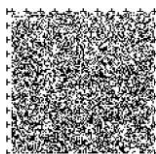
第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 第106条の3（包括的な支援体制の整備）第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民など及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

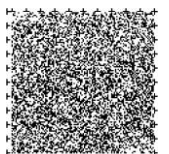
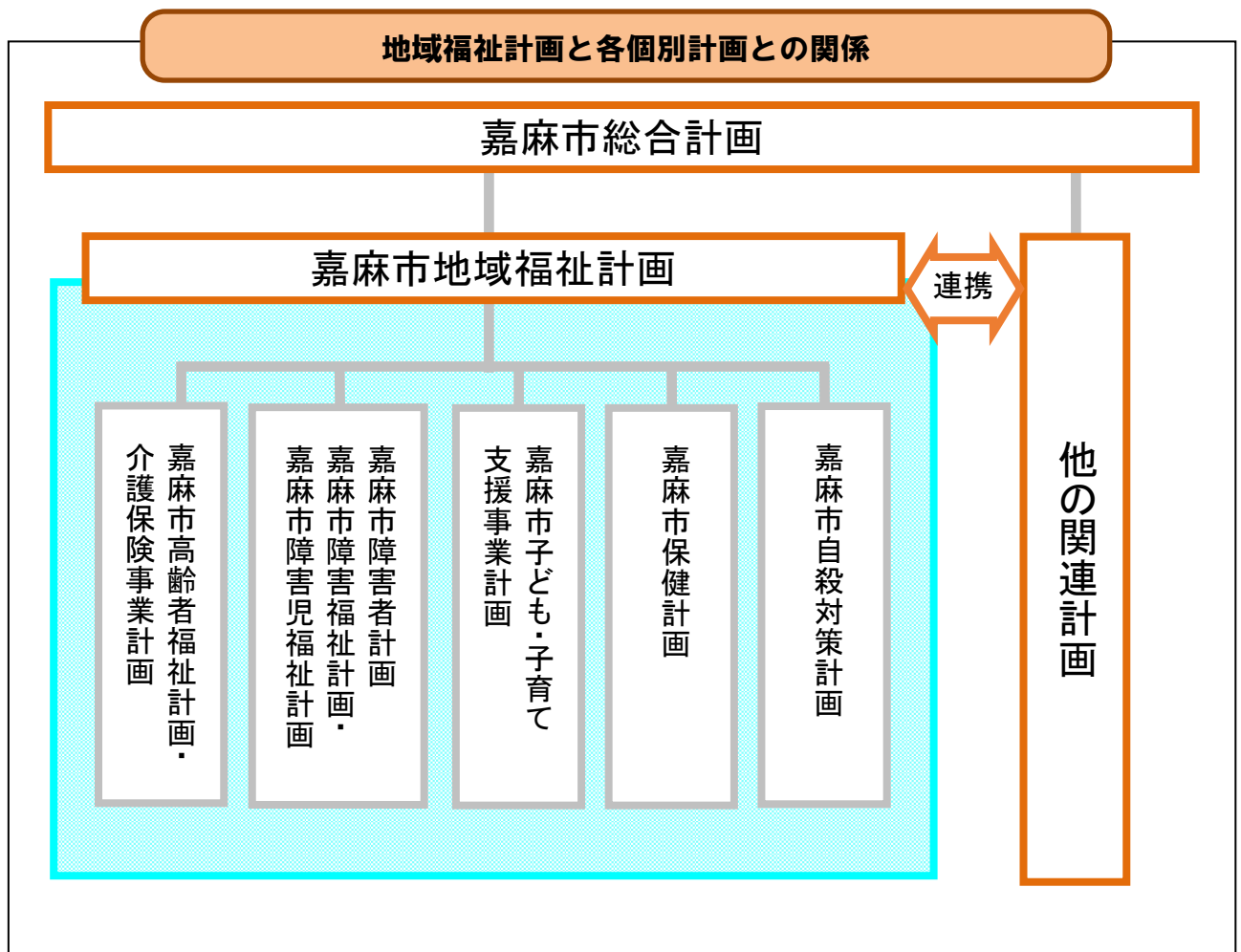
- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民などが相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民などに対する研修の実施その他の地域住民などが地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民などが自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業



2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、地域福祉推進の主体である市民などの参画を得ながら、地域生活課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に整備するための計画です。嘉麻市総合計画を最上位計画とするとともに、地域における高齢者、障がいのある人、子どもその他各分野の福祉に関し、共通して取り組むべき事項について定めるものであり、福祉分野の個別計画の上位計画として位置づけられており、関連する計画との整合性と連携を確保しながら策定します。

なお、人権尊重精神の確立と全ての人々の共生に向け、法令及び福岡県条例並びに嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくりの推進に関する条例、嘉麻市人権教育・啓発基本方針及び実施計画を踏まえ、お互いを尊重しあいながら共に生きる社会の実現を目指し計画の策定及び推進を図ります。

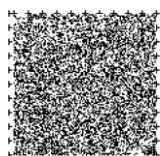


3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度改正などには柔軟に対応し、必要に応じて見直しを行います。

平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
第1期嘉麻市地域福祉計画									
					第2期嘉麻市地域福祉計画				



4 計画の策定体制

(1) 嘉麻市地域福祉計画策定委員会による審議

本計画の策定にあたり、地域の関係団体や事業者、行政関係機関、市民などの委員で構成する「嘉麻市地域福祉計画策定委員会」において、市の地域福祉に関する課題や方向性を検討し、地域の実情に合った地域福祉施策が展開できるよう審議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

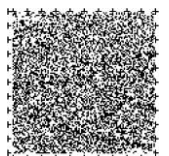
本計画の策定にあたり、市民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握するために、「地域福祉の推進に関する市民アンケート調査」を実施しました。

(3) 関係団体ヒアリングの実施

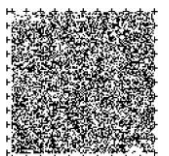
本計画の策定にあたり、本市の地域福祉に関する現状や課題、課題の解決に関することをテーマに、定期的な情報の共有・連携強化の場として中学校区ごとに設置された協議体でのヒアリングを実施しました。

(4) *パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、その内容について広く市民の皆さんからの意見を伺うため、令和3年1月12日から令和3年2月12日までの間、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。



第 2 章 福祉をとりまく現状と 課題



1 本市の福祉をとりまく現状

(1) 人口及び世帯の状況

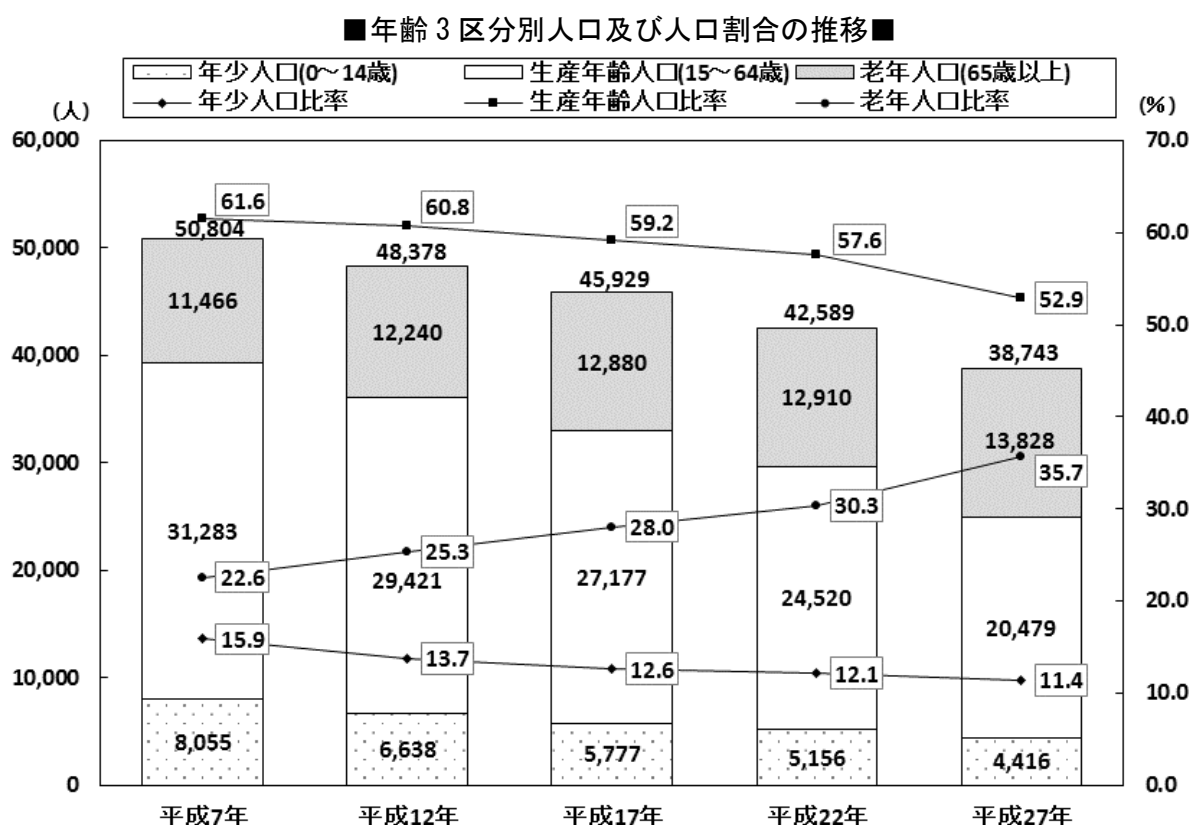
①長期的な人口の推移

平成7年から平成27年にかけての本市の人口（国勢調査の人口）の動きをみると、一貫して減少傾向が続き、平成27年では38,743人となっています。

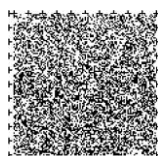
人口構造を年齢3区分でみると、0～14歳の年少人口は平成7年の8,055人から平成27年には4,416人と20年間で半減しており、少子化傾向が顕著となっています。総人口に占める構成比も平成7年の15.9％から11.4％（全国12.6％）に低下しています。

15～64歳の生産年齢人口は、31,283人から20,479人へと大幅に減少し、構成比は61.6％から52.9％（全国60.7％）に低下しています。

一方、65歳以上の老年人口は、平成7年の11,466人から平成27年には13,828人へと、2,362人の増加となり、構成比も22.6％から35.7％（全国26.6％）となっており、超高齢化が急速に進んでいます。



注）人口割合（％）は、総人口に対する各年齢階層別人口の比率です。小数点以下第2位を四捨五入しています。
資料：国勢調査



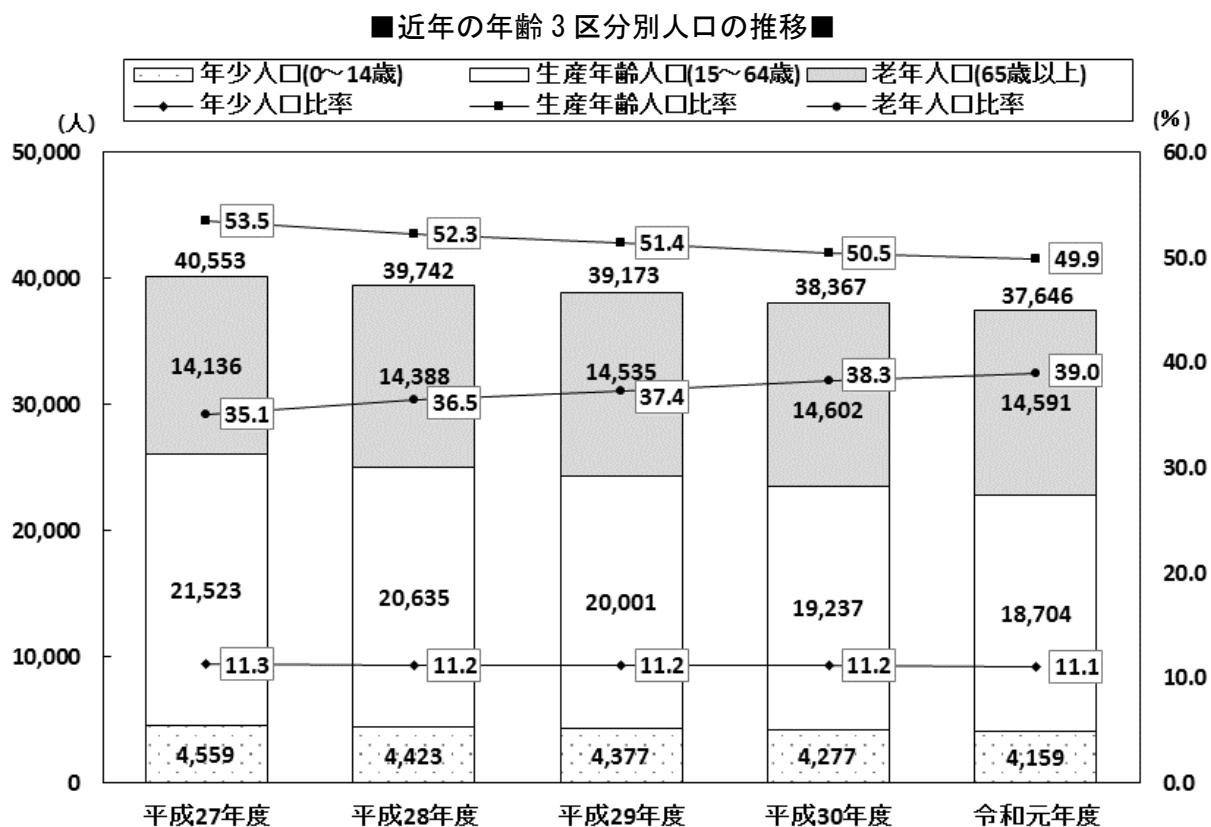
②近年の人口の推移

第1期嘉麻市地域福祉計画策定時期である平成27年から令和元年にかけての本市の人口(住民基本台帳)の動きをみると、一貫して減少しており、平成27年から2,907人減少しています。

人口構造を年齢3区分でみると、年少人口は平成27年の4,559人から令和元年の4,159人へとやや減少し、構成比はほぼ横ばいで推移しています。

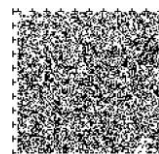
生産年齢人口は平成27年の21,523人から令和元年の18,704人に減少し、構成比も平成27年の53.5%から令和元年の49.9%へと一貫して低下しています。

老年人口は平成27年の14,136人から令和元年の14,591人とやや増加していますが、構成比は平成27年の35.1%から令和元年の39.0%へとかなり上昇しています。



注) 人口割合(%)は、総人口に対する各年齢階層別人口の比率です。小数点以下第2位を四捨五入しています。

資料: 市民課(各年度3月31日現在)

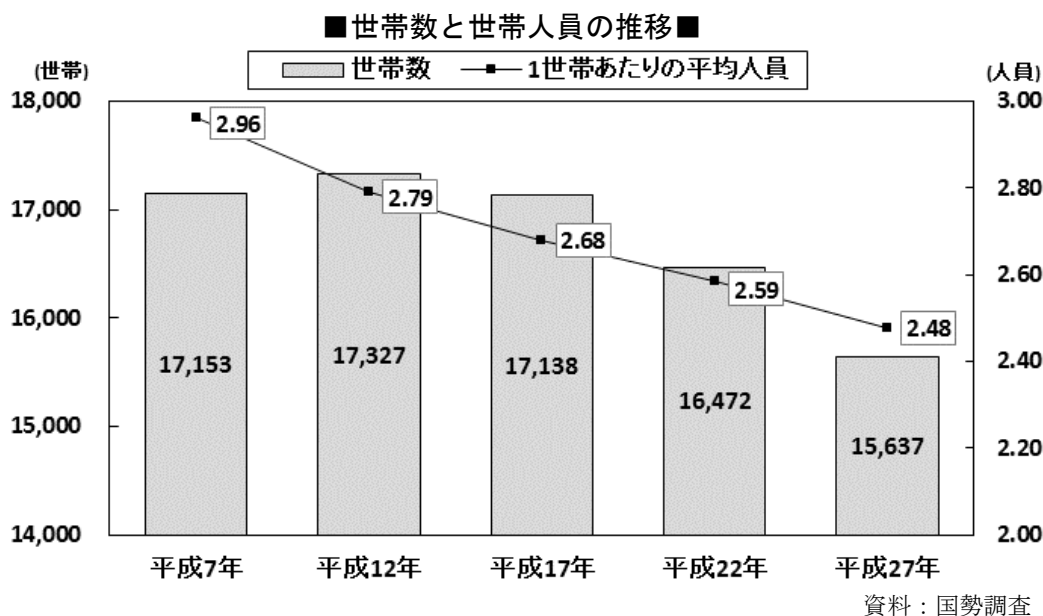


③世帯の状況

本市の世帯数（国勢調査の世帯数）は、平成12年（合併前旧市町の国勢調査の世帯数合計）までは増加傾向が続きましたが、その後、減少に転じ、平成27年には15,637世帯となっています。一世帯あたりの平均人員は平成7年の2.96人から平成27年には2.48人（全国2.33人）となり、減少傾向が続いています。

世帯類型別では、核家族世帯が減少し、平成27年では一般世帯数15,553世帯の57.1%に当たる8,886世帯となっています。一方で、核家族世帯のうち、高齢者夫婦世帯は増加しており、平成27年には2,165世帯となっています。また、65歳以上の高齢単身者世帯（一人暮らしの高齢者世帯）が増えており、平成27年には3,060世帯となっています。

このように、世帯数と核家族世帯が減少する一方で、一人暮らしの高齢者世帯や高齢者夫婦世帯が増加する傾向にあり、地域での見守りや支え合いの必要性が高まっています。



■世帯類型別の推移■

単位：世帯

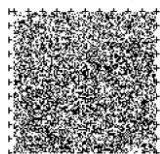
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数	17,153	17,327	17,138	16,472	15,637
一般世帯数	17,114	17,238	17,022	16,404	15,553
核家族世帯	10,145	10,104	9,852	9,397	8,886
高齢者夫婦世帯	1,653	1,833	1,920	1,941	2,165
単身者の世帯	3,689	4,241	4,567	4,739	4,839
高齢単身者世帯	1,949	2,335	2,612	2,689	3,060
65歳以上の親族のいる世帯	7,723	8,261	8,500	8,389	8,893

資料：国勢調査

注1) 一般世帯：国勢調査では、世帯を「一般世帯」「施設などの世帯」の2つに区分しています。「一般世帯」は施設入所や入院を除く世帯です。

注2) 核家族世帯：夫婦のみの世帯、夫婦と子供から成る世帯、男親と子供から成る世帯、女親と子供から成る世帯

注3) 高齢者夫婦世帯：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

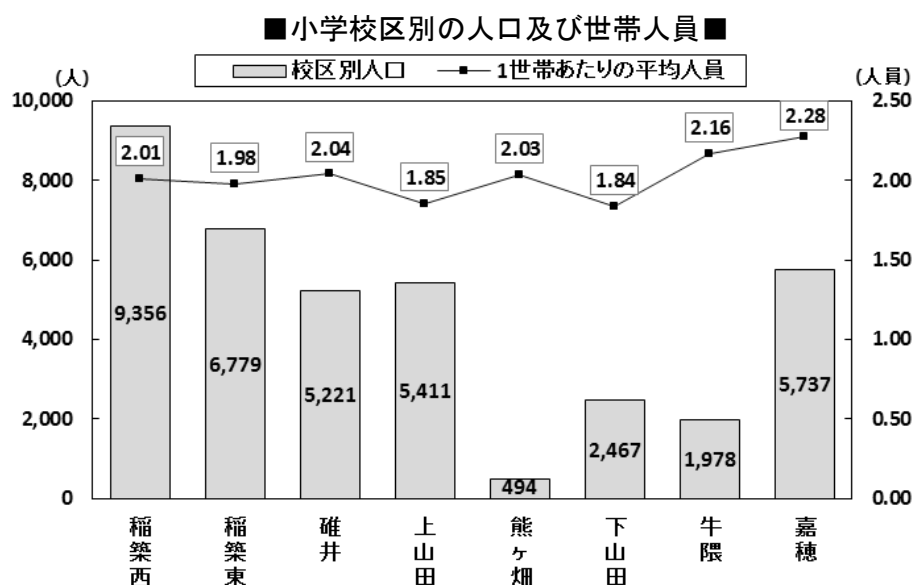


④小学校区の状況

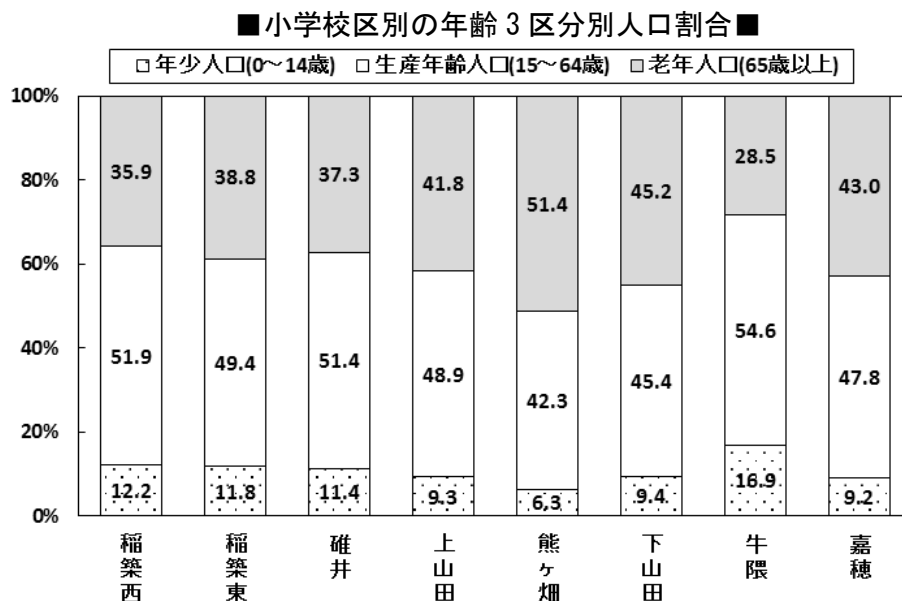
校区別の人口をみると稲築西校区が最も多く、熊ヶ畑校区が最も少なくなっています。一方で、一世帯あたりの平均人員は嘉穂校区が最も多く、下山田校区が最も少なくなっています。

また、校区別の年齢3区分別人口割合をみると、熊ヶ畑校区のみ老年人口が生産年齢人口を上回っています。牛隈校区の年少人口のみ全国平均の12.6%を上回っています。校区別の高齢化率は、熊ヶ畑校区が51.4%と最も高く、牛隈校区が28.5%と最も低くなっていますが、いずれの校区も全国平均の26.6%を上回っています。

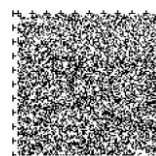
このような状況に対して、市民にとって身近な問題である福祉分野において、隣近所をはじめとして、市内8小学校区の地域単位で*社会資源を活用しながら、主体的に諸課題の解決に取り組むことが必要とされています。



資料：市民課（令和2年4月1日現在）



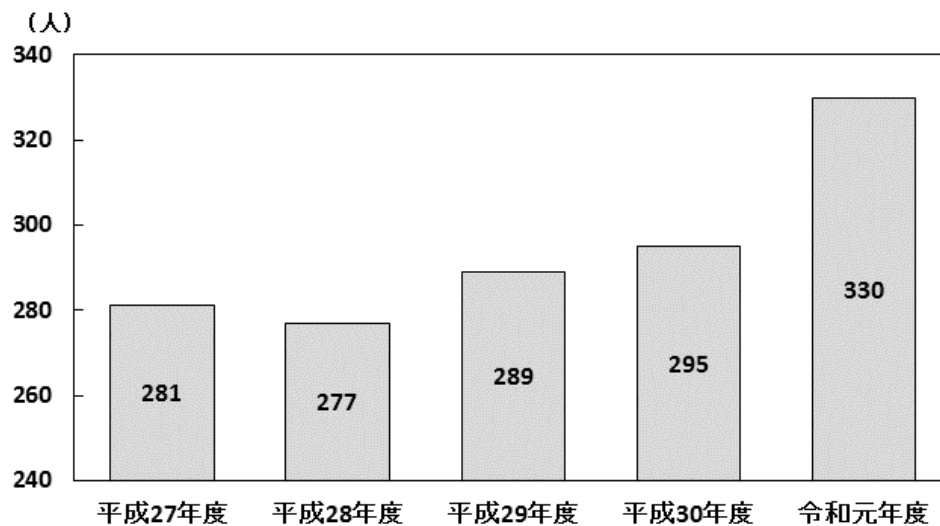
資料：市民課（令和2年4月1日現在）



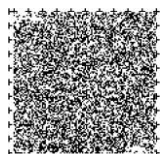
⑤外国人の状況

本市の外国人居住者数は、技能実習生の増加に伴い、近年増加傾向にあります。

■外国人居住者数の推移■



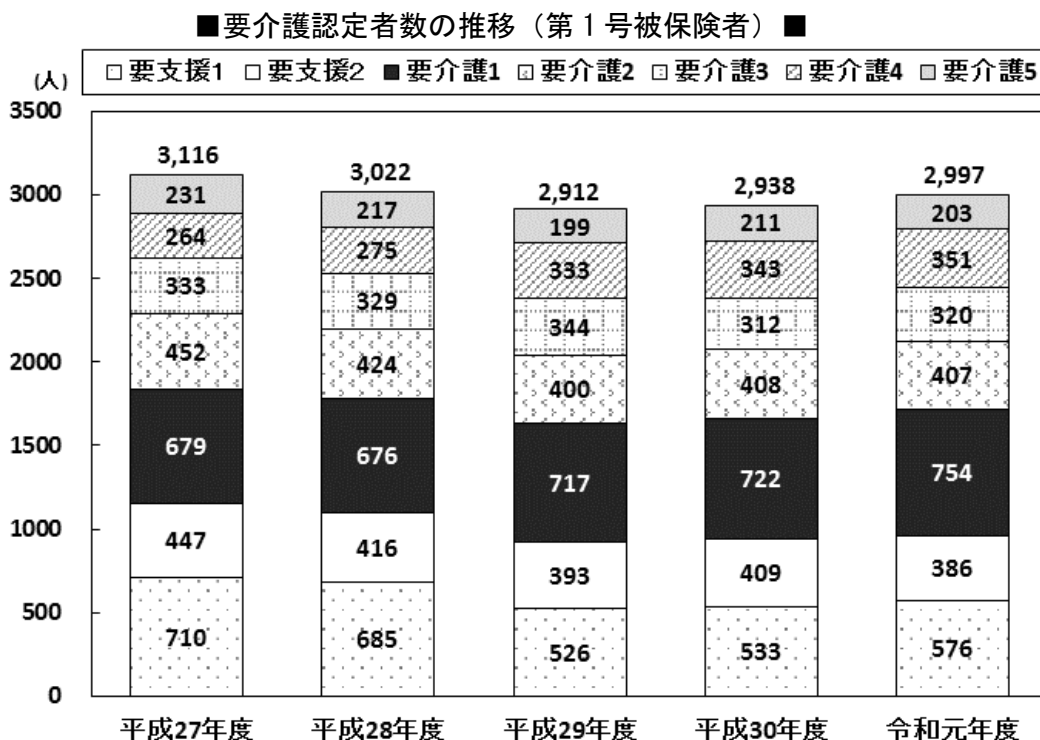
資料：市民課（各年度3月31日現在）



(2) 支援の必要な人の状況

①*要介護認定者の状況

*介護保険第1号被保険者のうち、要介護認定者数は、平成27年度は3,116人、令和元年度は2,997人とやや減少傾向にあります。出現率（1号認定者数÷第1号被保険者数）は22.1%から20.5%へとやや減少しています。



	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
第1号被保険者数(人)	14,125	14,388	14,552	14,641	14,648
1号認定者数(人)	3,116	3,022	2,912	2,938	2,997
出現率(%)	22.1	21.0	20.0	20.1	20.5

資料：高齢者介護課（各年度3月31日現在）

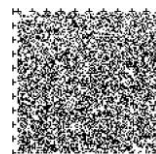
②老人クラブの状況

定年の延長、高齢者の就労機会の確保による就労年齢の上昇やライフスタイルの変化など様々な要因により新規会員が減少し、会員数は平成27年度の3,120人から令和元年度の2,445人に減少しています。また、単位老人クラブ数も平成27年度以降減少傾向にあります。

■老人クラブの推移■

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
会員数(人)	3,120	3,057	2,911	2,711	2,445
単位老人クラブ数(クラブ)	78	78	77	76	74

資料：高齢者介護課（各年度4月1日現在）



第2章 福祉をとりまく現状と課題

③障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者は、平成27年度の2,792人から令和元年度には2,530人と減少傾向にあります。^{*}療育手帳所持者は平成27年度の525人が令和元年度には616人、精神障害者保健福祉手帳所持者は平成27年度の258人が令和元年度には350人といずれも増加傾向にあります。

■障害者手帳所持者数の推移■

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障害者手帳所持者数	2,792	2,727	2,663	2,605	2,530
療育手帳所持者数	525	557	580	593	616
精神障害者保健福祉手帳所持者数	258	280	301	330	350
合計	3,575	3,564	3,544	3,528	3,496

資料：社会福祉課（各年度4月1日現在、精神障害者保健福祉手帳所持者数のみ3月31日現在）

身体障害者手帳所持者の障がい部位別では、全体的に減少傾向にあるものの、音声・言語・そしゃく機能障害はやや増加傾向にあり、内部障害は微増減するもののほぼ横ばいで推移しています。

■身体障害者手帳所持者数（障がい部位別）の推移■

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚障害	229	214	208	200	190
聴覚平衡機能障害	276	274	270	259	248
音声・言語・そしゃく機能障害	19	21	23	25	25
肢体不自由	1,678	1,642	1,581	1,528	1,474
内部障害	590	576	581	593	593
合計	2,792	2,727	2,663	2,605	2,530

資料：社会福祉課（各年度4月1日現在）

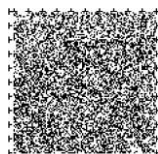
療育手帳所持者は、全ての程度において増加傾向にあります。

■療育手帳所持者数（程度別）の推移■

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A（最重度・重度）	256	259	263	264	271
B（中度・軽度）	269	298	317	329	345
合計	525	557	580	593	616

資料：社会福祉課（各年度4月1日現在）



第2章 福祉をとりまく現状と課題

精神障害者保健福祉手帳所持者は、1 級は微増減するもののほぼ横ばいで推移しており、2 級と3 級は増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移■

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	27	27	26	31	35
2級	155	142	158	180	196
3級	80	89	96	90	99
合計	262	258	280	301	330

資料：社会福祉課（各年度4月1日現在）

注）等級と障害の状態

1 級	精神障害であって、自分自身では日常生活を十分に行えず、他人の援助を必要とする程度のもの
2 級	精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3 級	精神障害であって、日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

④生活保護世帯の状況

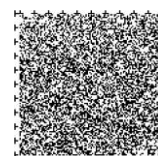
生活保護世帯は、本市の人口減少に伴い、平成27年度の1,787世帯から令和元年度には1,587世帯に減少しています。また、被保護人員も平成27年度の2,659人から令和元年度には2,211人に減少しています。

■生活保護の被保護人員・世帯数の推移■

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
世帯数(世帯)	1,787	1,748	1,693	1,625	1,587
人員(人)	2,659	2,524	2,416	2,288	2,211
保護率(%)	67.3	65.1	63.7	61.3	60.4

資料：保護課（各年度3月31日現在）

注）保護率(%)とは、被保護人員の人口1,000人あたりの比率のことです。



⑤生活困窮者自立支援相談の状況

生活困窮者自立支援法の施行により、平成27年4月1日から生活困窮者自立支援相談事業を実施しています。新規相談件数は、微増減を繰り返しながら推移しています。近年は、債務、病気や人間関係など複数の要因による生活困窮者が多く、支援が長期化する傾向が見られます。

■新規相談件数の推移■

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談件数(件)	174	115	130	88	114

資料：保護課

⑥児童扶養の状況

ひとり親家庭などの児童のための「児童扶養手当」の受給者は、少子化による子どもの人口の減少に伴って、平成27年度の783人から令和元年度には655人に減少しています。

精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童の保護者に対して支給される「特別児童扶養手当」の受給者は、微増減するもののほぼ横ばいで推移しています。

■児童扶養手当受給者数の推移■

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給者数(人)	783	769	734	713	655

資料：こども育成課（各年度4月1日現在）

■特別児童扶養手当受給者数の推移■

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給者数(人)	80	81	78	83	83

資料：こども育成課（各年度4月30日現在）

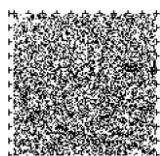
⑦児童虐待相談の状況

児童虐待相談件数は、平成27年度の14件から減少した年度もありますが、平成28年度の児童福祉法の改正以降、児童虐待への関心が高まり、令和元年度は25件と増加しています。

■児童虐待相談件数の推移■

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談件数(件)	14	6	6	14	25

資料：こども育成課、子育て支援課



⑧女性相談の状況

女性相談延べ件数は、平成29年度までは増加傾向にあったものの、それ以降は減少に転じていますが、*DV相談は増加しています。

■DV相談件数の推移■

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談件数(件)	91	144	211	187	159
DV相談件数(件)	27	30	45	65	77

資料：男女共同参画推進課

⑨自殺者の状況

自殺者数は、平成27年の14人から令和元年には6人に減少しています。

■自殺者数の推移■

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
人数(人)	14	13	11	9	6

資料：健康課

⑩精神保健相談の状況

相談人数には、本人や家族だけでなく、警察署や高齢者相談支援センター、民生委員・児童委員などからの相談も含みます。近年の相談実人数は、横ばい状態です。

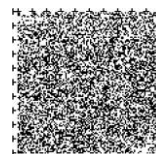
■精神保健相談件数の推移■

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
実人数(人)	38	37	30	31	30
相談延べ人数(人)	192	181	150	151	122
窓口相談延べ人数(人)	23	22	34	19	7
訪問相談延べ人数(人)	110	103	65	88	80
電話相談延べ人数(人)	59	56	51	44	35

資料：健康課

注) 相談と訪問には、重複あり。

電話相談は、匿名があるため、延べ人数で記載。



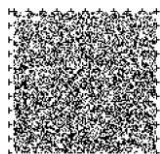
(3) 社会資源の状況

地域福祉は、市内の様々な施設や団体が社会資源となって支えられています。社会資源を活用した福祉活動を促進します。

①社会福祉施設の状況

施設名		箇所数（ヶ所）
高齢者福祉分野	介護老人福祉施設	6
	介護老人保健施設	2
	介護医療院	3
	在宅介護支援センター	5
	地域包括支援センター（高齢者相談支援センター）	1
	*認知症対応型共同生活介護	11
	特定施設入居者生活介護	2
	居宅介護支援事業所	14
	小規模多機能型居宅介護	1
	老人福祉センター	1
障がい福祉分野	障がい者相談支援事業所（計画相談支援事業所を含む）	6
	*障がい者虐待防止センター（*嘉飯圏域）	1
	訪問系サービス事業所	28
	日中活動系サービス事業所	48
	居住系サービス事業所	21
	障がい児通所支援サービス事業所	14
	*障がい者基幹相談支援センター（嘉飯圏域）	1
児童福祉分野	保育所（園）	13
	幼稚園	4
	学童保育所	15
	子育て支援センター	3
	児童養護施設	1
	母子生活支援施設	1
福祉保健分野	病院	7
	診療所（歯科診療所を含む）	45
	保健センター	1

資料：市調べ（令和2年4月1日現在※保育所（園）・幼稚園・学童保育所は令和2年5月1日、保健福祉分野は令和2年3月31日現在）



②地域福祉に関わる人・団体の状況

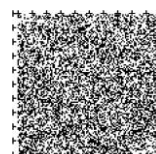
役・団体名		人数・団体数
福祉分野	*民生委員・児童委員（人）	100
	主任児童委員（人）	8
	保護司（人）	29
	身体障がい者相談員（人）	3
	知的障がい者相談員（人）	2
	精神障がい者相談員（人）	2
まちづくり・ボランティア	生涯学習ボランティア登録者（人）	267
	生涯学習ボランティア登録団体（団体）	131
	社会福祉協議会ボランティア登録者（人）	197
	社会福祉協議会ボランティア登録団体（団体）	39
	*NPO法人（団体）	14
	地域おこし協力隊（人）	2
	P T A（団体）	13
	学校生活安全確保支援のための協力者（人）	90
	スポーツ推進委員（人）	16
	人権擁護委員（人）	13
	消防団員（人）	672
	自主防災組織（団体）	13
	行政区	111

資料：市調べ（令和2年4月1日現在）

③その他地域の拠点施設の状況

施設・サービス名	箇所数（ヶ所）
自治公民館・集会所	159
公立公民館	13
図書館	4
資料館	4
社会教育施設	7
体育施設	25
*隣保館	2
公園	107
消防ポンプ格納庫	53
郵便局（簡易郵便局を含む）	12
交番・駐在所	7

資料：市調べ（令和2年4月1日現在）



(4) 嘉麻市社会福祉協議会の状況

①社会福祉協議会の概要

地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、様々な活動を行っている非営利の民間組織です。

■市町村社会福祉協議会の法的位置づけ■

社会福祉法（抄）（昭和26年法律第45号）

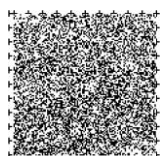
（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

②嘉麻市社会福祉協議会の概要（令和2年4月1日現在）

法人名	社会福祉法人嘉麻市社会福祉協議会
設立認可	平成18年3月1日
役員構成	理事：12名（会長・副会長を含む） 評議員：23名 監事：2名
職員数	46名（正規9名、再雇用2名、臨時1名、嘱託2名、パート30名、登録ヘルパー2名）



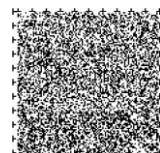
主 な 事 業	【基本事業】 社会福祉事業の企画・実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉に関する調査研究・普及宣伝、連絡調整及び助成、共同募金事業への協力 【独自事業】 総合相談、広報紙の発行、法律相談、地域福祉*権利擁護事業、*成年後見制度に関する申立て支援及び法人後見、地域支えあい事業、空き家管理住まいるサービス、*福祉推進員の拡充・活動支援、ふれあい・いきいき*サロンの活動支援、子育てリユースセンター、在宅介護者など当事者への支援及び組織化、ひきこもりに関する啓発及び支援、ボランティア・市民活動センター事業、災害ボランティアセンターの運営（行政との協定による）、チャイルドシートの貸出、紙おむつの宅配事業、フードバンク事業、無料職業紹介所 【市受託事業】 配食サービス（365日）、生活支援体制整備事業、心配ごと相談、生活困窮者自立相談支援事業、家計改善支援事業、生活管理指導員派遣事業 【県社協受託事業】 生活福祉資金貸付事業、*日常生活自立支援事業 【介護保険事業】 かま訪問介護事業、予防訪問介護事業 【障がい者総合支援法による事業】 障がい者居宅介護（ホームヘルプ）、指定計画相談支援事業

(5) 第1期計画の評価

■認知症サポーター養成講座の参加者数

令和元年度までの参加者数は以下のとおりとなり、平成27年度は目標値を達成したものの、その後は減少傾向にあります。

評価指標	基準値	目標値	実績値					
認知症サポーター養成講座の参加者数（人）	平成26年度	令和2年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	200	300	204	442	266	253	250	210
参考：開催回数（回）（出前講座を含む）			8	23	15	17	9	13



2 地域福祉についての市民意向の把握

(1) 市民アンケート調査

計画の策定にあたり、地域福祉に関する市民の意向、課題などを把握し、計画に反映させていく際の基礎資料とすることを目的として実施しました。

■調査の実施方法と有効回収状況■

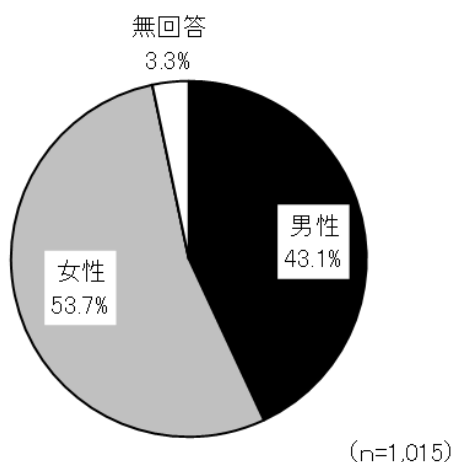
調 査 対 象	嘉麻市に居住する20歳以上の市民3,000人
調 査 の 時 期	令和2年7月
調 査 の 方 法	郵送による調査票の配布・回収
回 収 数 と 回 収 率	有効回収数：1,015 有効回収率：33.8%

■アンケート調査結果■

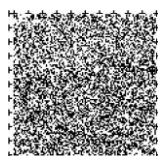
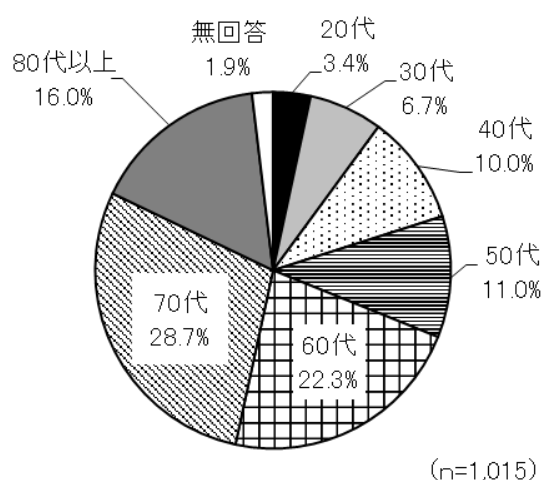
調査数を基数（n）とした百分率（%）で表し、小数第2位を四捨五入しています。なお、「⑥嘉麻市における今後の福祉のあり方について」は、各取組のうち、重要だと思う順に3つ選択する回答方法です。

①あなたとご家族のことについて

《性 別》

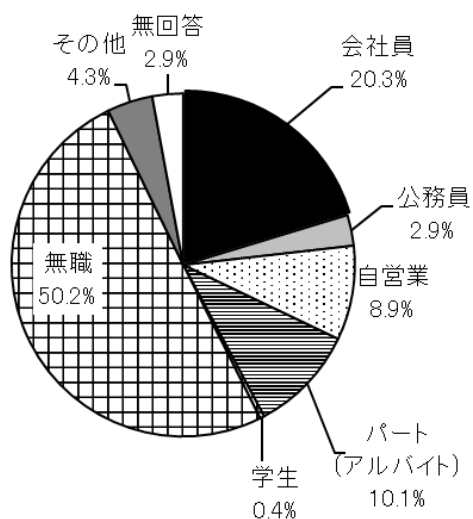


《年 齢》



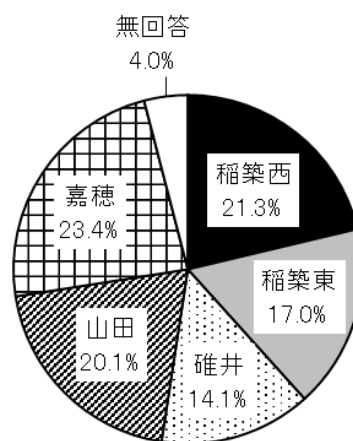
第2章 福祉をとりまく現状と課題

《 職 業 》



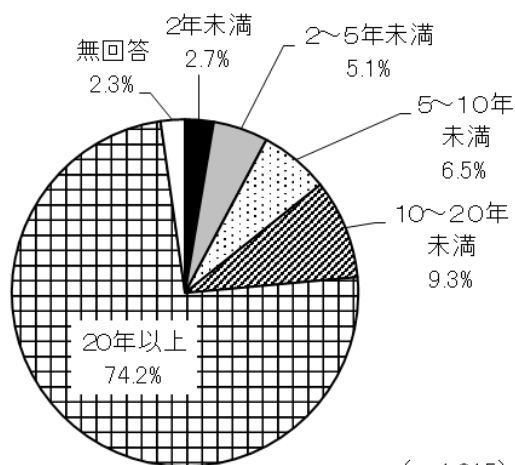
(n=1,015)

《 校 区 》



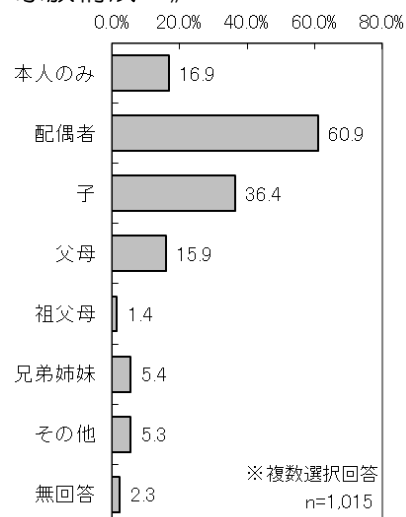
(n=1,015)

《 居住年数 》

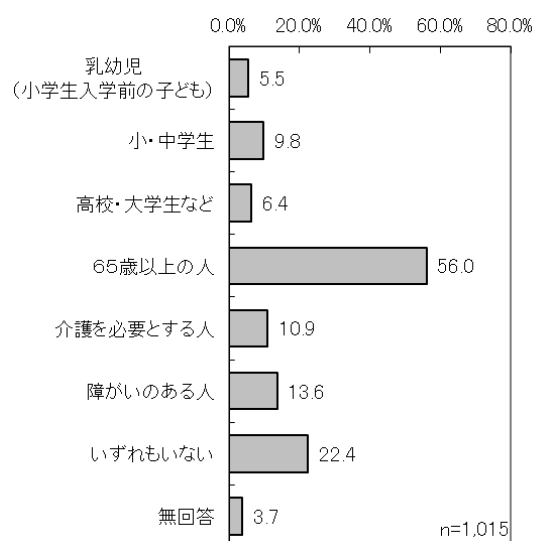


(n=1,015)

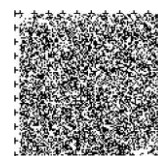
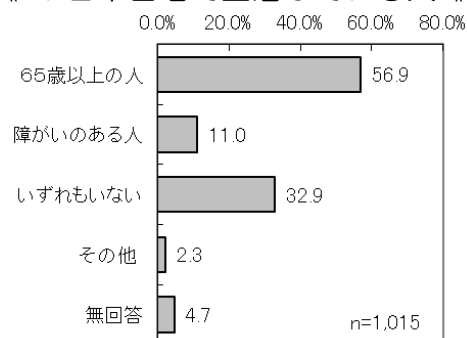
《 家族構成 》



《 家族の状況 》



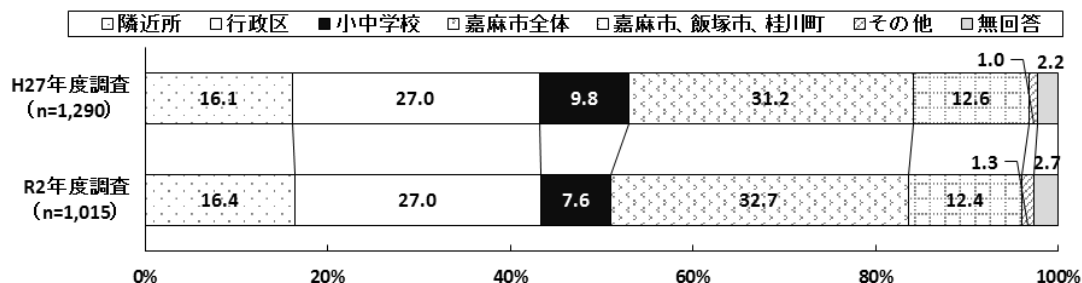
《 1日中自宅で生活している人 》



②地域や福祉に関する意識や行動について

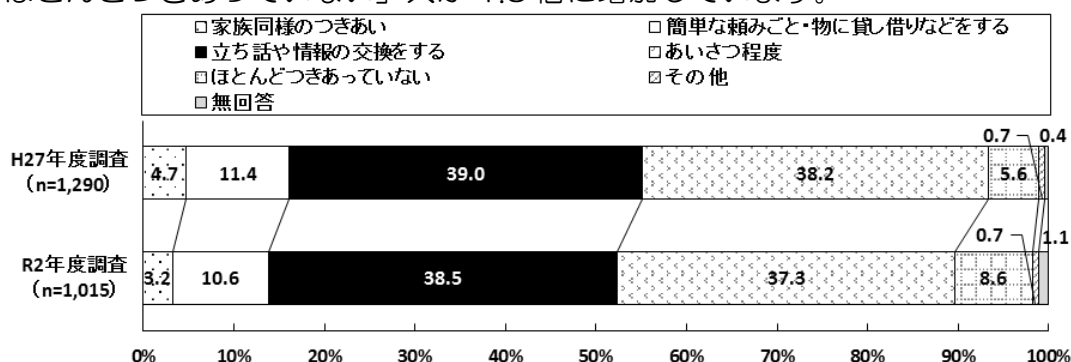
■問：あなたの考える「地域」の範囲をお答えください。

「隣近所」や「行政区」など比較的狭い範囲を「地域」ととらえる人が一定数いる一方、より広範囲である「嘉麻市全体」とした人は増加しています。



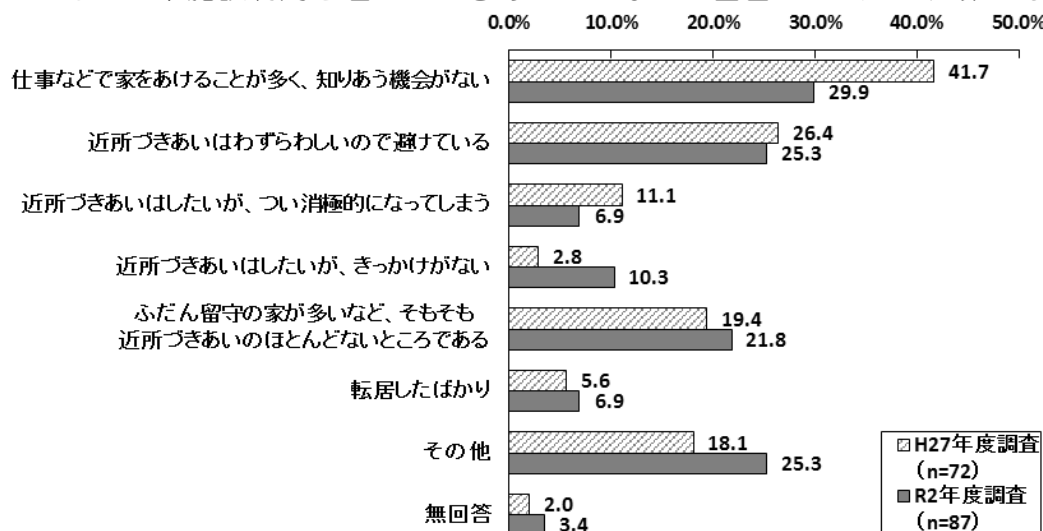
■問：あなたは、ご近所の人とどの程度のつきあいをしていますか。

「あいさつ程度」以上の近所づきあいをしている人の割合は全項目で減少し、「ほとんどつきあっていない」人が 1.5 倍に増加しています。



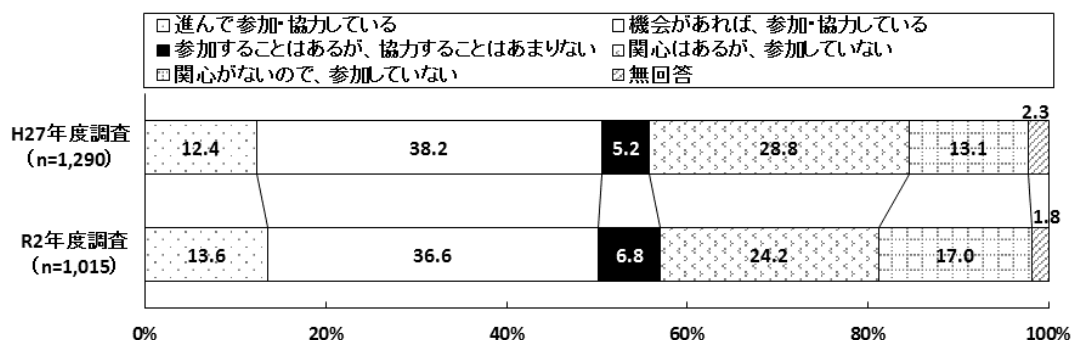
▽「ほとんどつきあっていない」を選択した理由

消極的な意見は減少した一方、「近所づきあいはしたいが、きっかけがない」と回答した人は大幅に増加しています。その他では、高齢により 1 日中自宅にいることや施設利用を理由につきあっていないと回答した人が一定数います。



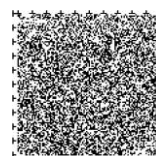
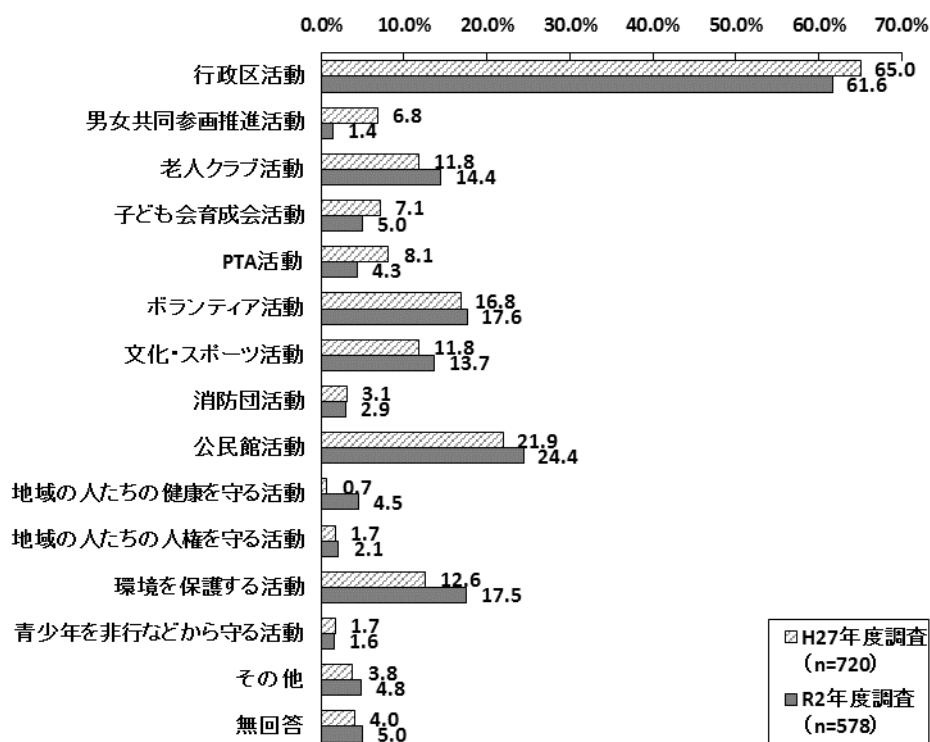
■問：あなたは、地域の行事や活動へ参加していますか。

「進んで参加・協力している」や「関心がないので、参加していない」が増加しており、前回調査に比べて二極化がみられます。



▽参加している活動の種類

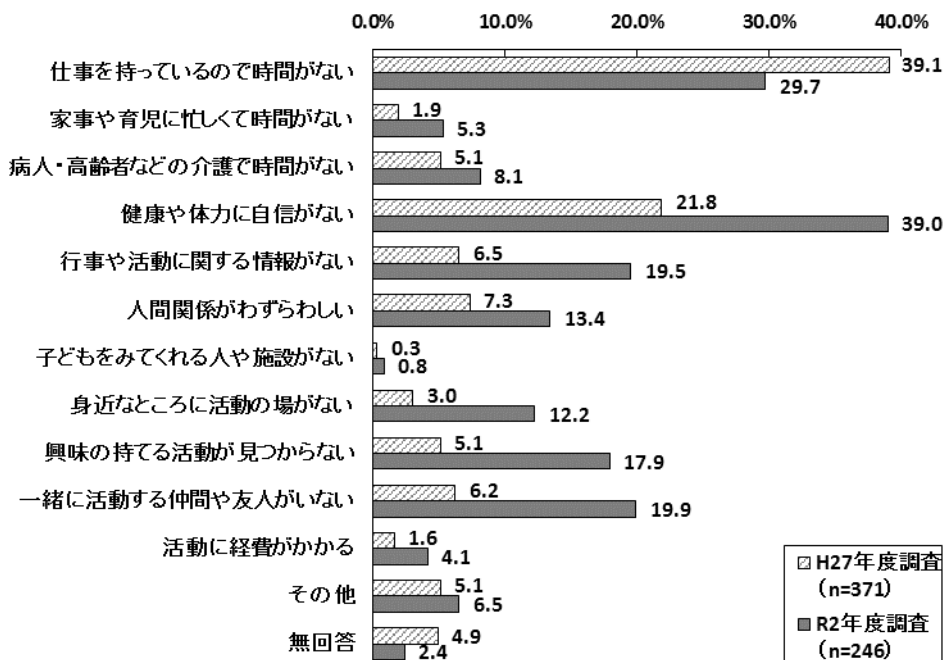
「行政区活動」や「公民館活動」などの地域活動に比べて、「健康」や「環境」など分野別の活動が増加しています。



第2章 福祉をとりまく現状と課題

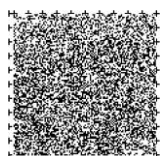
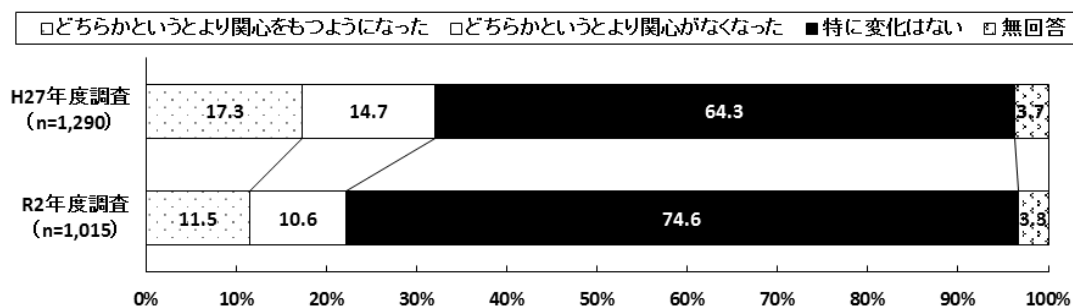
▽「関心はあるが、参加していない」を選択した理由

前回調査は時間や体力がないと回答した人が大半を占めていましたが、「行事や活動に関する情報がない」や「人間関係がわずらわしい」、「身近なところに活動の場がない」、「興味の持てる活動が見つからない」、「一緒に活動する仲間や友人がいない」と回答する人の割合が増加しています。



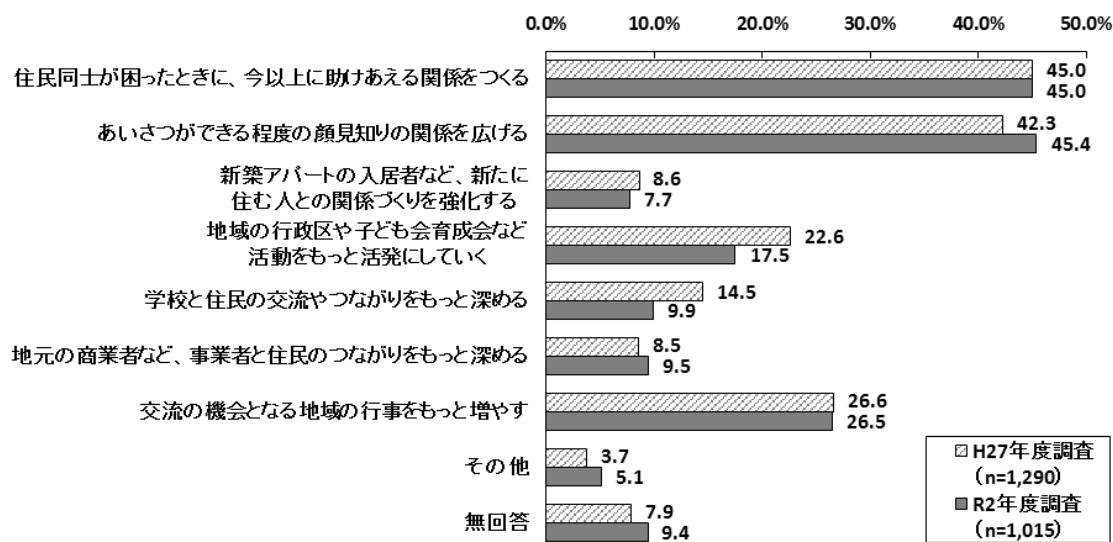
■問：あなたの地域の行事や活動についての関心は、5 年前と比べてどのように変化したと感じていますか。

前回調査に比べて「特に変化はない」と回答した人が増加しています。



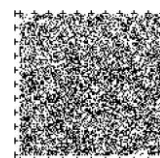
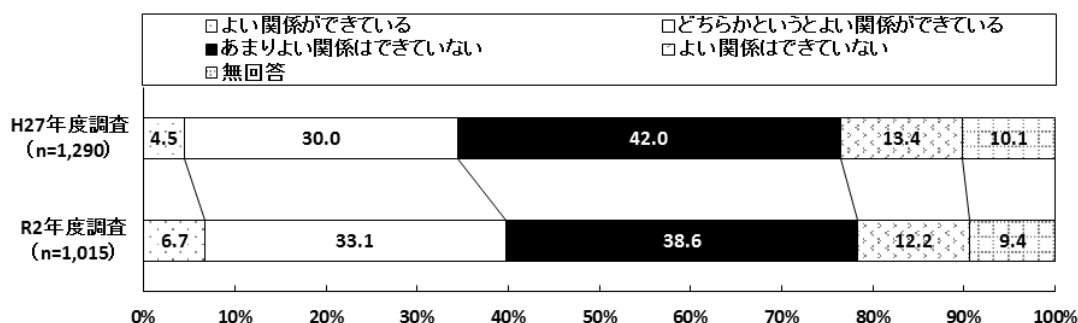
■問：地域における活動や行事が、もっと活発に行われるようにしていくためには、どのようなことが大切だと思いますか。

「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」や「住民同士が困ったときに、今以上に助けあえる関係をつくる」が大半を占める一方で、前回調査に比べて「地域の行政区や子ども会育成会など活動をもっと活発にしていく」や「学校と住民の交流やつながりをもっと深める」と回答した人の割合はかなり減少しています。



■問：あなたは、地域福祉に関する行政と住民との協働（パートナーシップ）について、どのように感じていますか。

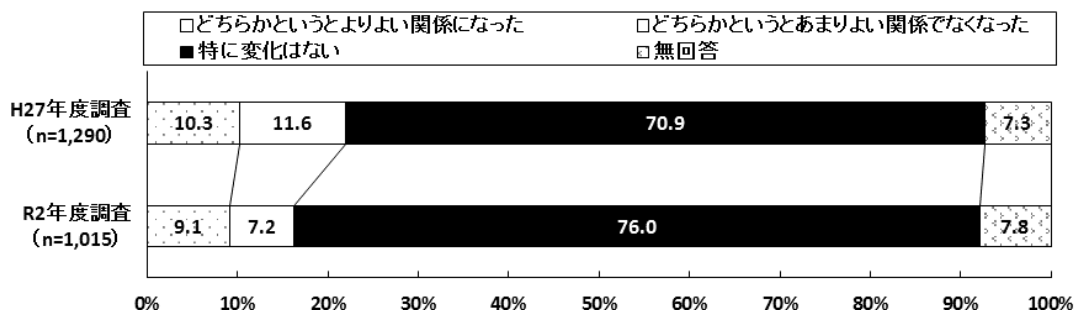
前回調査に比べて「よい関係ができている」と「どちらかというといよい関係ができている」と回答した人は増加し、「あまりよい関係はできていない」と「よい関係はできていない」と回答した人は減少しています。しかしながら、依然として前者より後者を回答した割合の方が高くなっています。



第2章 福祉をとりまく現状と課題

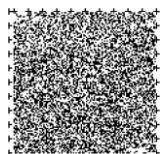
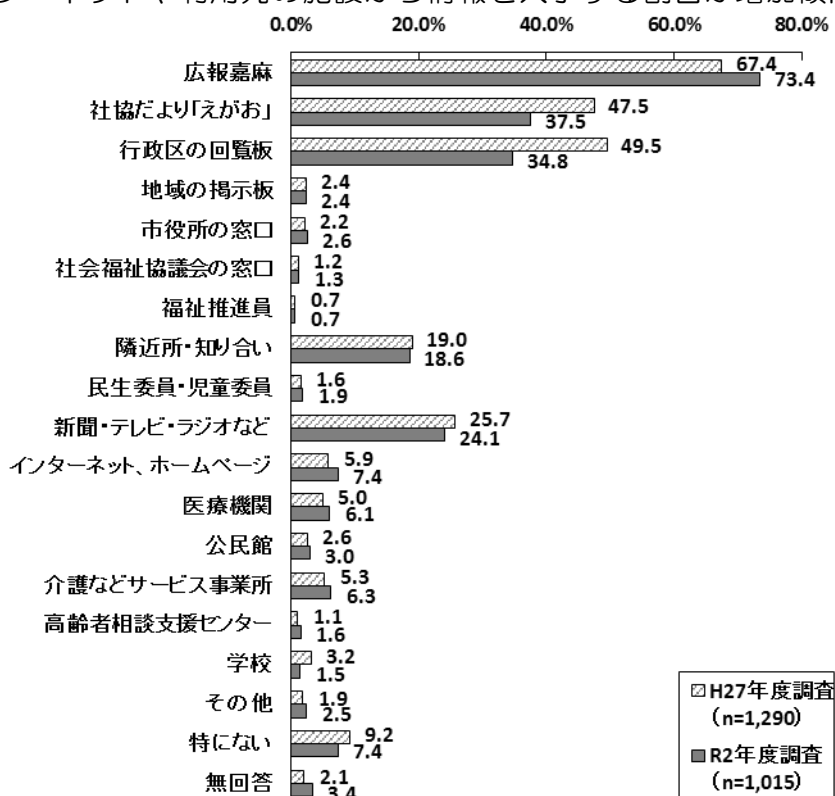
■問：あなたは、地域福祉に関する行政と住民との協働（パートナーシップ）について、5年前と比べてどのように変化したと感じていますか。

前回調査と同様に「特に変化はない」と回答した割合が最も高くなっています。「どちらかというともうよい関係でなくなった」より「どちらかというともうよい関係になった」と回答した割合が増加しています。



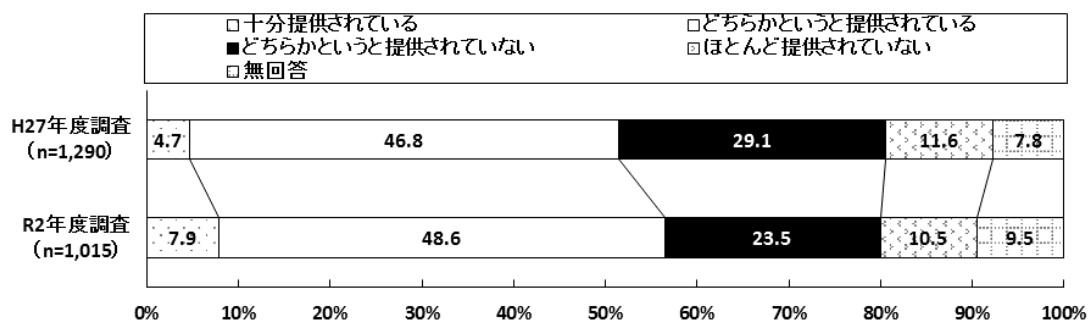
■問：あなたは福祉サービスや福祉活動に関する情報をどこから入手していますか。

「広報嘉麻」から情報を入手している割合が依然として高い一方で、「社協だより「えがお」」や「行政区の回覧板」は減少しています。前回調査に比べて、インターネットや利用先の施設から情報を入手する割合が増加傾向にあります。



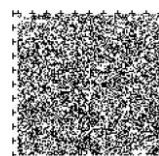
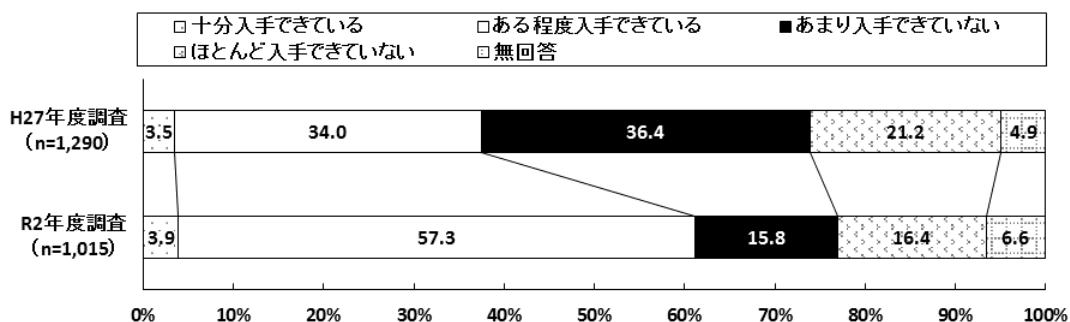
■問：あなたは、本市での福祉サービスや福祉活動の情報提供について、どのように感じていますか。

前回調査に比べて情報提供されていると回答した割合が増加しています。



■問：あなたは、福祉に関するさまざまな相談機関やその場所などの必要な福祉サービス情報を、十分入手できていますか。

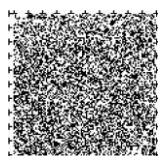
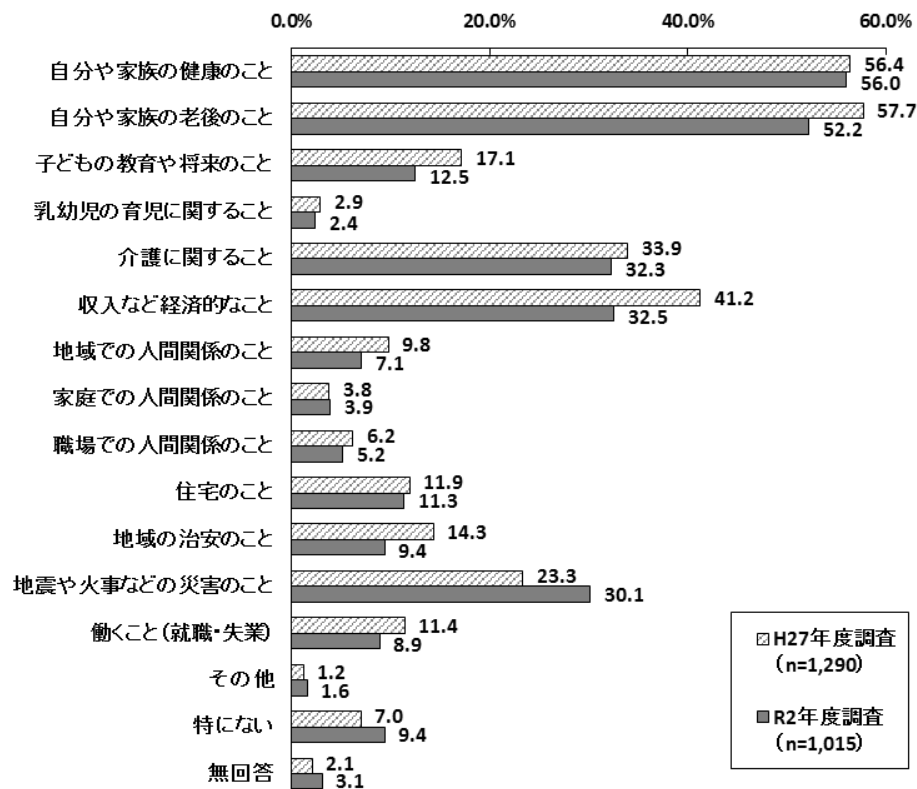
前回調査に比べて入手できていると回答した割合が大幅に増加し、6割を超えています。



③生活課題や福祉について

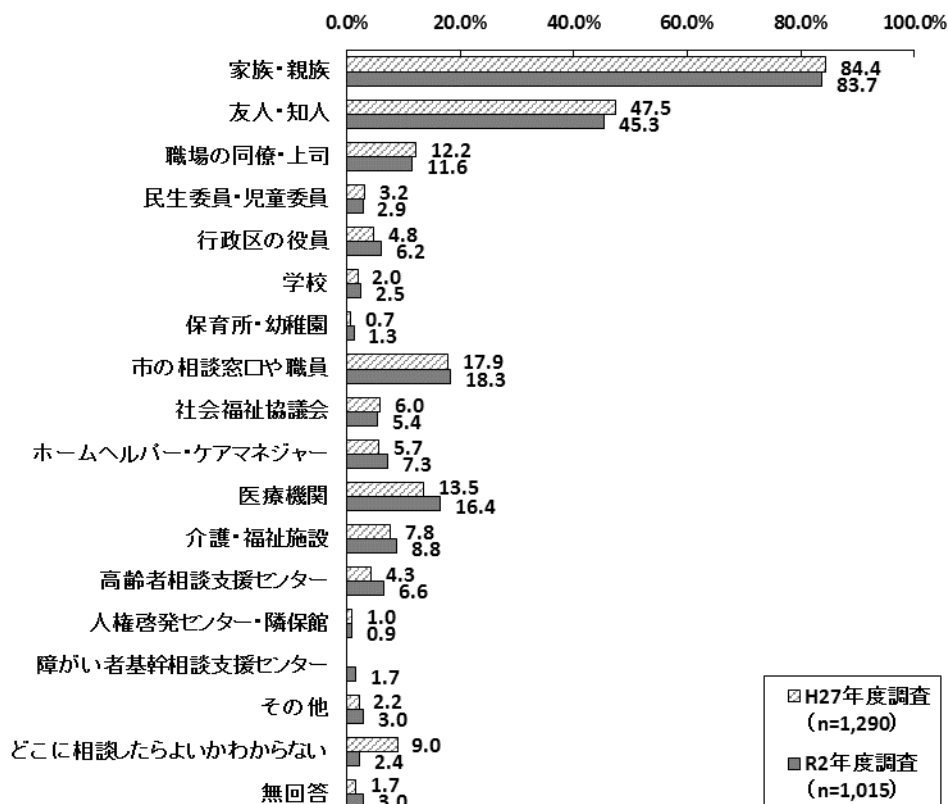
■問：あなたは、日頃の生活でどのようなことに悩みや不安を感じていますか。

前回調査同様、「自分や家族の健康のこと」や「自分や家族の老後のこと」が大半を占めていますが、前回調査に比べて「地震や火事などの災害のこと」が大幅に増加しています。



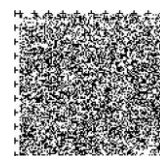
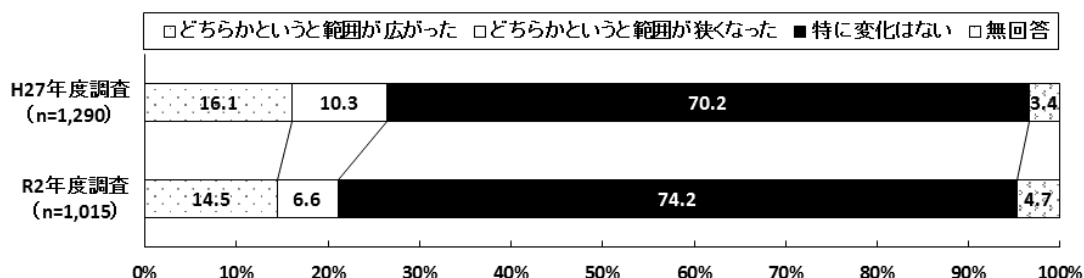
■問：もし、あなたがさまざまな場面で困ったとき、だれに、もしくはどこに相談しますか。

前回調査と同様の傾向がみられ、「家族・親族」の割合が最も高くなっています。一方で、「どこに相談したらよいかわからない」の割合は大幅に減少しています。



■問：あなたが相談できる相手先は、5年前と比べてどのように変化したと感じていますか。

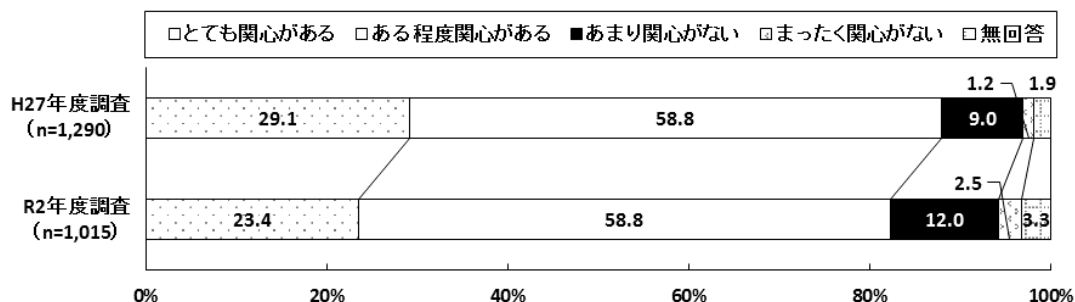
前回調査と同様に「特に変化はない」と回答した割合が最も高くなっています。前回調査に比べて、「どちらかという範囲が狭くなった」と回答した割合は減少しています。



第2章 福祉をとりまく現状と課題

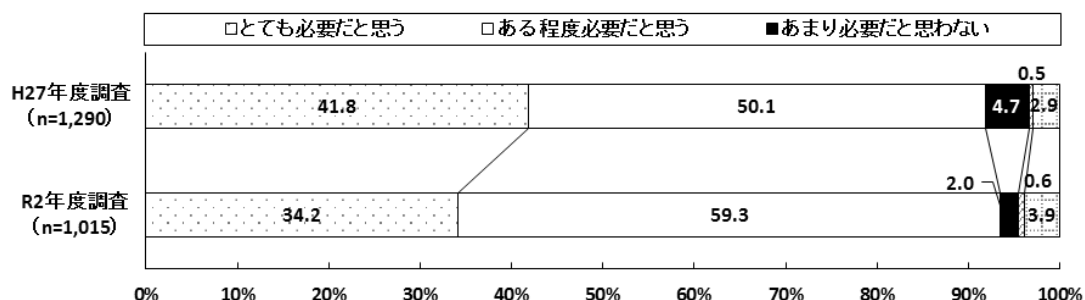
■問：あなたは、地域の福祉課題（ひとり暮らし高齢者の見守り、子どもへの虐待、孤立死など）に関心をお持ちですか。

前回調査に比べて、関心を示さない割合が増加しています。



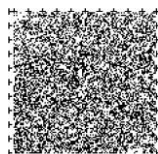
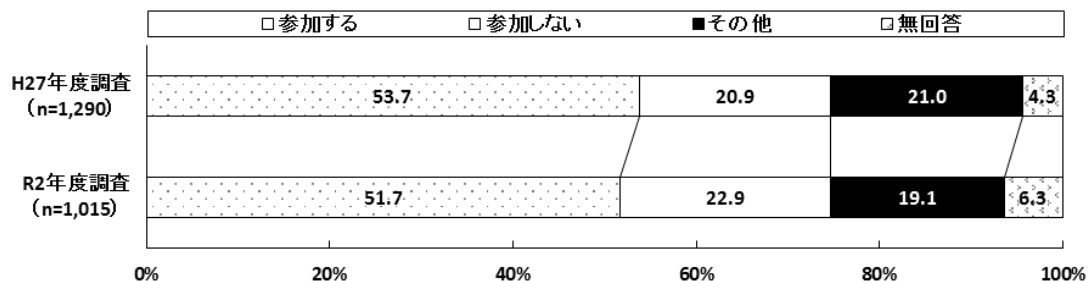
■問：あなたは、地域の福祉課題に対し、住民相互の自主的な支えあい、助けあいの必要性についてどう思いますか。

前回調査に比べて、「とても必要だと思う」と回答した割合は減少しましたが、「ある程度必要だと思う」割合が大幅に増加し、「あまり必要だと思わない」割合が大幅に減少したため、必要性を感じている割合が増加しています。



■問：あなたが、住民相互の自主的な支えあい、助けあいの活動に参加を求められたらどうしますか。

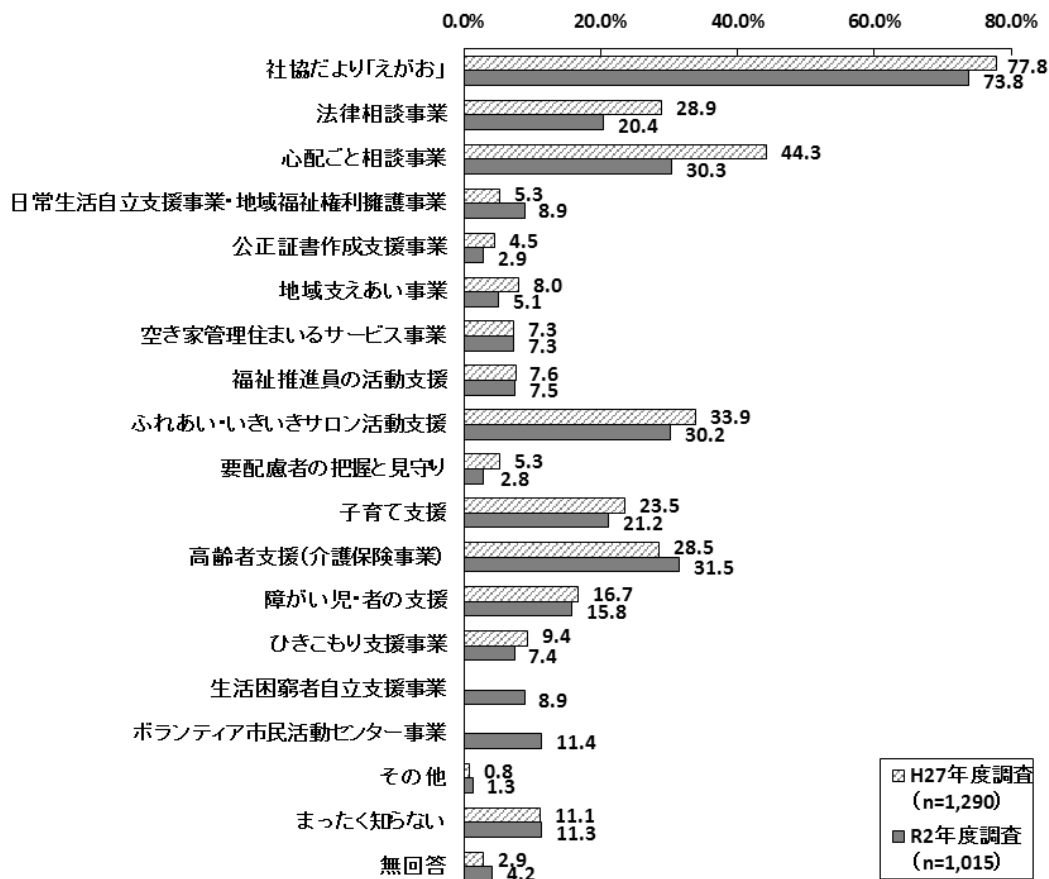
前回調査と同様に、「参加する」が5割を超えていますが、「参加する」割合が減少し、「参加しない」割合が増加しています。特に、他の年代に比べ、80代以上では「参加しない」と回答した割合が比較的高くなっています。



④地域福祉に関わる機関・団体や制度について

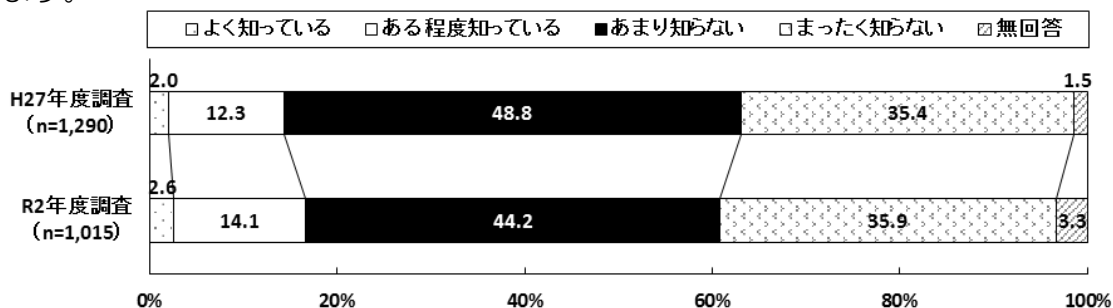
■問：あなたは、「嘉麻市社会福祉協議会」の次の活動内容のうち、知っているものはどれですか。

前回調査と同様に、「社協だより「えがお」」の割合が最も高く、また、「まったく知らない」の割合に変化がありませんでした。前回の調査項目にはない「生活困窮者自立支援事業」と「ボランティア市民活動センター事業」については、今回一定数の認知度があることがわかります。



■問：あなたは、社会福祉協議会から委嘱されている福祉推進員の役割や活動などを知っていますか。

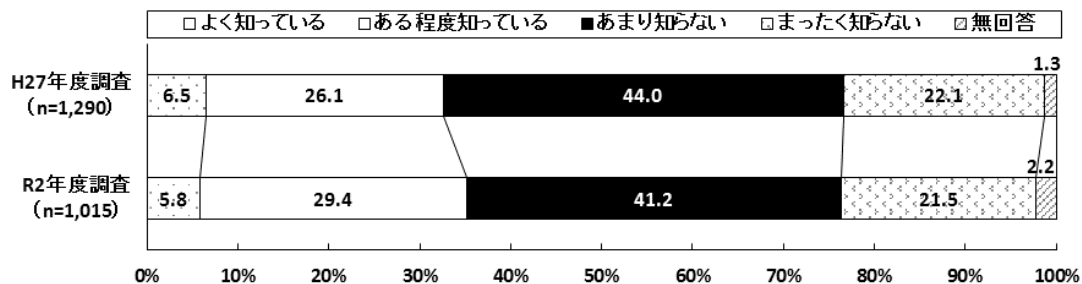
前回調査に比べて、「よく知っている」と「ある程度知っている」と回答した割合は微増したものの、「まったく知らない」と回答した割合もわずかに増加しています。



第2章 福祉をとりまく現状と課題

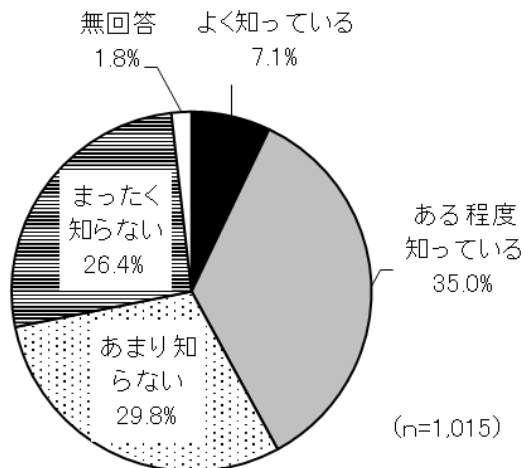
■問：あなたは、民生委員・児童委員の役割や活動などを知っていますか。

前回調査に比べて、「ある程度知っている」の割合が少し増加しています。



■問：あなたは、成年後見制度を知っていますか。

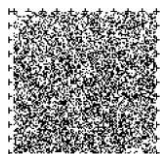
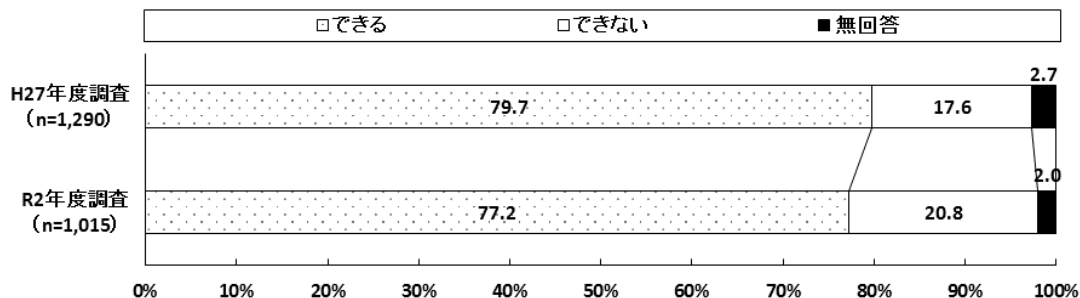
「まったく知らない」と「あまり知らない」の割合が5割を超えており、認知度が高いとは言い難く、特に若年層で認知度が低い傾向にあります。



⑤災害への対応について

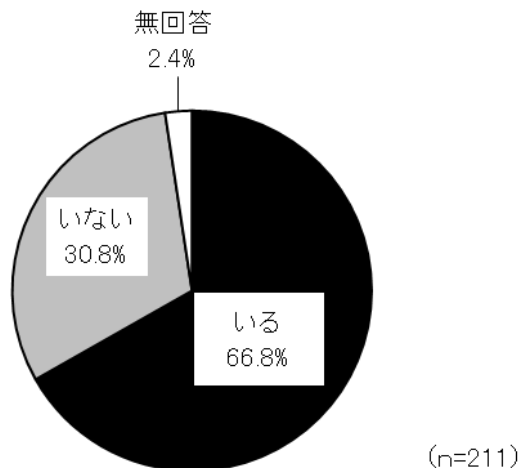
■問：台風や大雨などの災害発生時に、一人で避難することができますか。

前回調査に比べて、「できる」と回答した割合が大半を占めているものの、わずかに減少し、「できない」と回答した割合は増加しています。特に、他の年代に比べ、80代以上では「できる」と回答した割合が最も低くなっています。



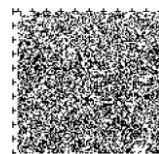
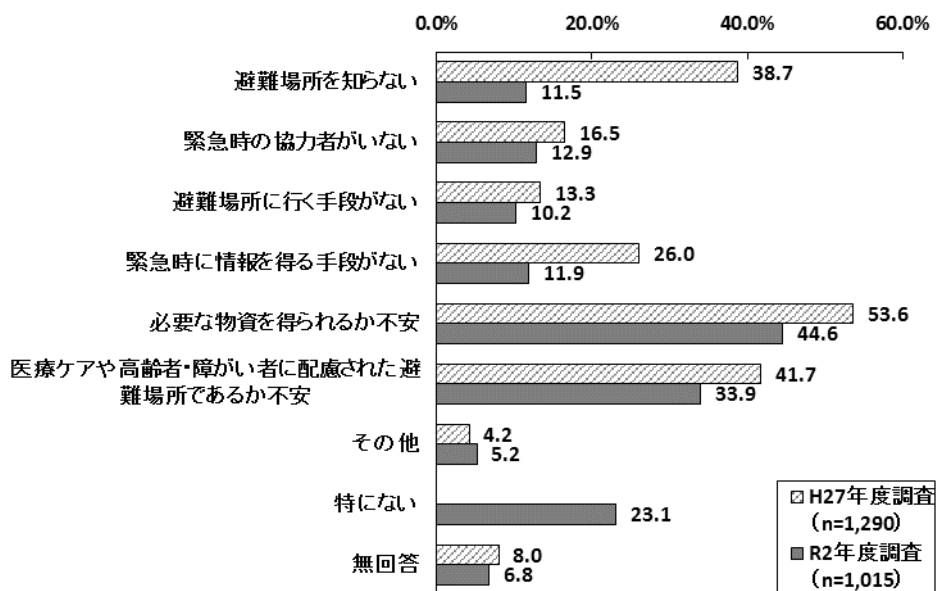
▽「できない」を選んだ人のうち、台風や大雨などの災害発生時に支援してくれる人がいますか。

「いない」と回答した人が約3割おり、特に、他の年代に比べ、50代では「いない」と回答した割合が比較的高くなっている一方、70代では「いる」と回答した割合が比較的高くなっています。



■問：災害時に困ることは何ですか。

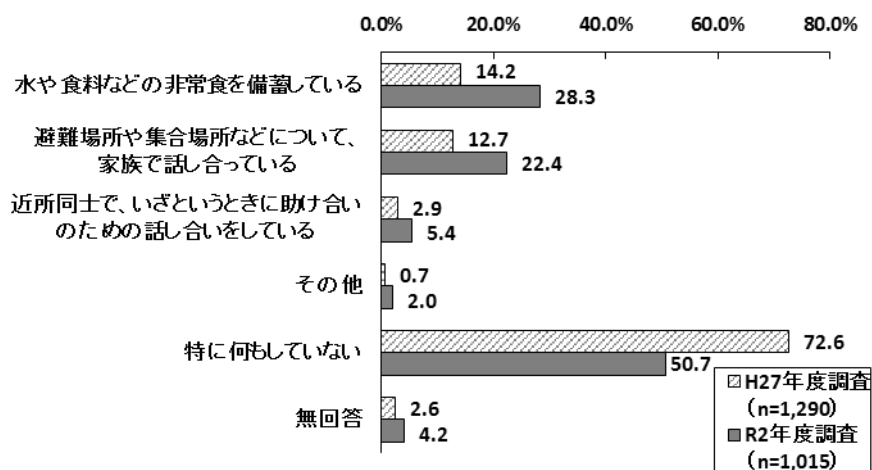
前回調査と同様に、「必要な物資を得られるか不安」や「医療ケアや高齢者・障がい者に配慮された避難場所であるか不安」と回答した割合が高くなっています。一方で、前回の調査項目にはない「特にない」と回答した割合も2割以上と高くなっています。「避難所を知らない」と回答した割合は3分の1に減少しており、避難所の認知度が高くなっていることがわかります。



第2章 福祉をとりまく現状と課題

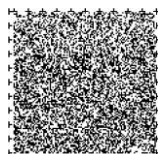
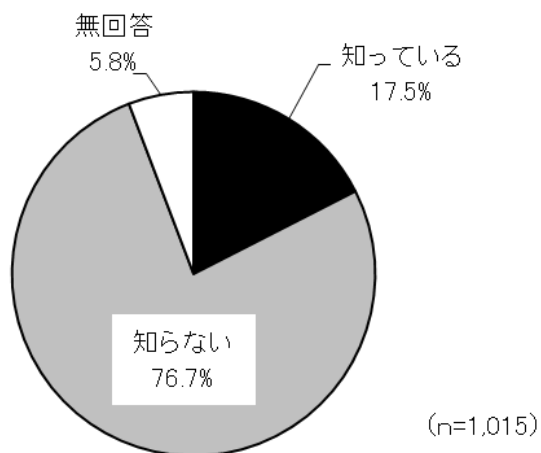
■問：災害に対してどのような備えをしていますか。

前回調査と同様に、「特に何もしていない」と回答した割合が最も高くなっていますが、前回調査に比べて、「水や食料などの非常食を備蓄している」「避難場所や集合場所などについて、家族で話し合っている」「近所同士で、いざというときに助け合いのための話し合いをしている」の何らかの備えをしている人の割合がいずれの項目でも約2倍に増加しており、災害に対する備えの意識が高くなっていることがわかります。



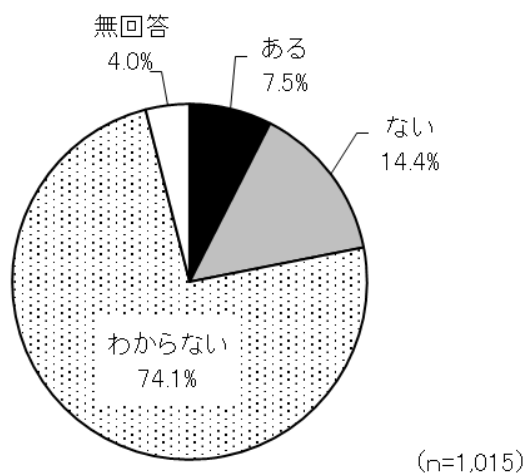
■問：自主防災組織の活動をご存知ですか。

「知らない」が4分の3以上を占めており、認知度が低くなっています。年齢別にみると、70代で「知っている」と答えた割合が最も高く、一方、20代で「知らない」と回答した割合が最も高くなっていました。



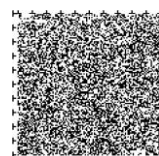
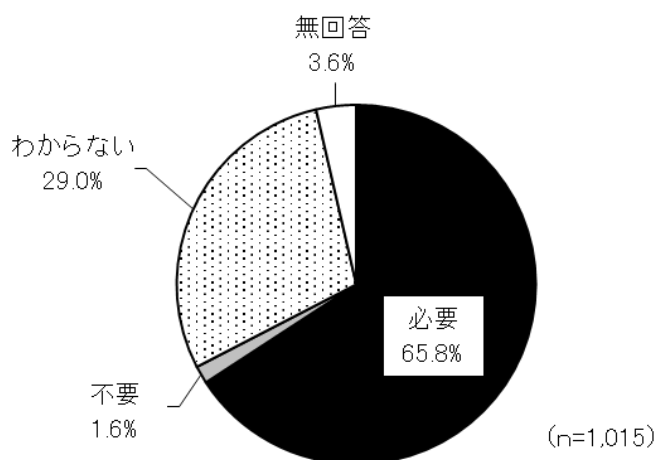
■問：あなたの地区に自主防災組織がありますか。

「わからない」が約4分の3を占めており、認知度が低くなっています。年齢別にみると、若年層ほど「わからない」と回答する人が多い傾向です。



■問：自主防災組織は必要だと思いますか。

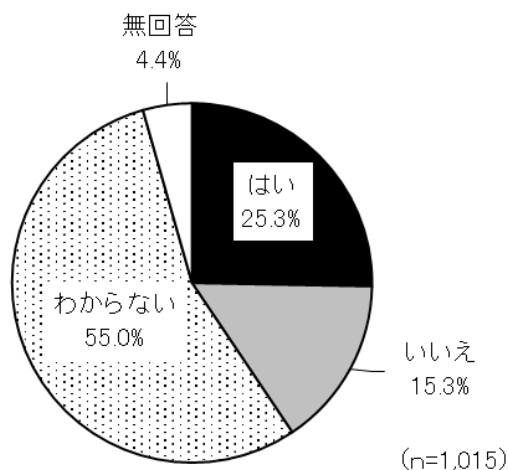
「必要」が約3分の2を占めており、自主防災組織の認知度に対し必要性は高くなっていますが、約3分の1の人が「わからない」と回答しています。年齢別にみると、高年齢層で「必要」と回答する人が多い傾向にあります。



第2章 福祉をとりまく現状と課題

■問：自主防災組織の活動に参加（協力）したいですか。

「わからない」が半数以上を占めており、「はい」と回答した割合は約 4 分の 1 となっています。年齢別にみると他の年代に比べ、20 代では「はい」と回答した割合が高くなっている一方、80 代以上では「いいえ」と回答した割合が高くなっています。

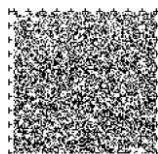
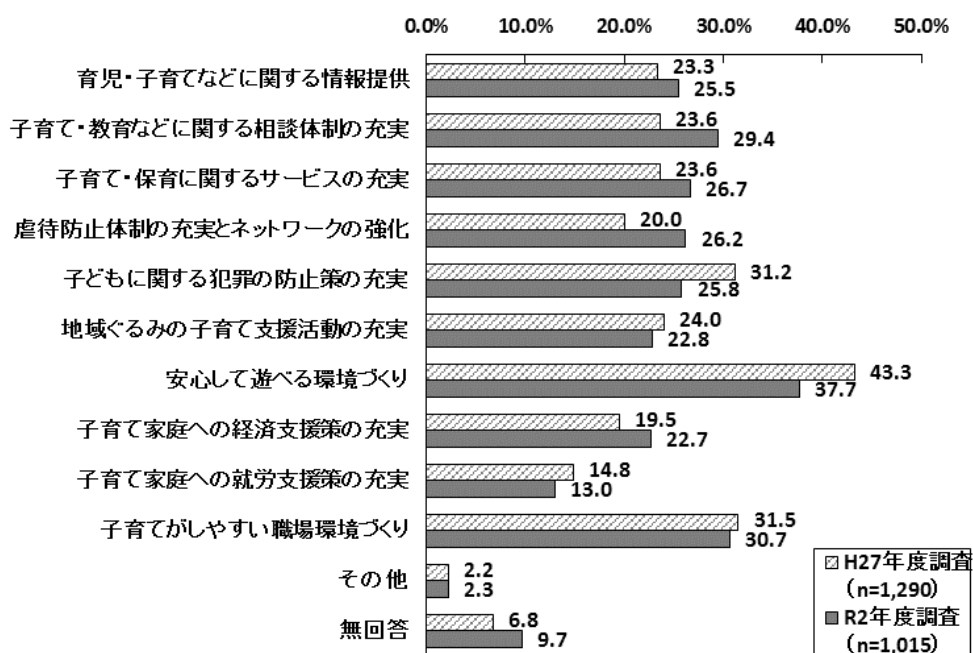


⑥嘉麻市における今後の福祉のあり方について

■問：子どもを健やかに育てるために、次の取組のうち、重要だと思うものはどれですか。

「安心して遊べる環境づくり」と「子育てがしやすい職場環境づくり」、「子育て・教育などに関する相談体制の充実」の割合が高くなっています。

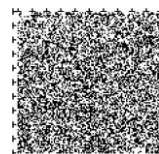
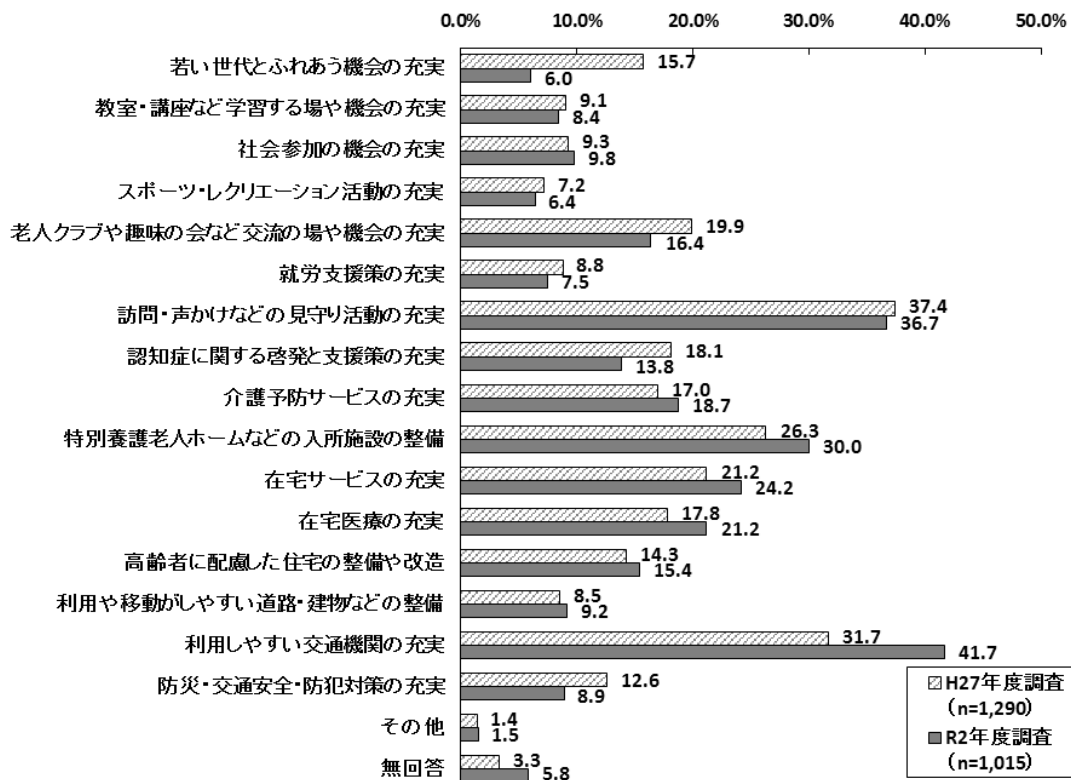
1 番目に重要だと思う取組では、「育児・子育てなどに関する情報提供」の割合が最も高くなっています。2 番目が「安心して遊べる環境づくり」、3 番目が「子育てがしやすい職場環境づくり」となっています。



■問：高齢者が安心して暮らしていくために、次の取組のうち、重要だと思うものはどれですか。

前回調査に比べて、「利用しやすい交通機関の充実」が大幅に増加しており、割合も最も高くなっています。

「訪問・声かけなどの見守り活動の充実」を1番目又は2番目に重要だと思う取組と回答した割合が最も高くなっており、3番目に「利用しやすい交通機関の充実」となっています。

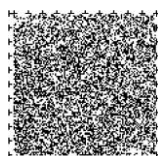
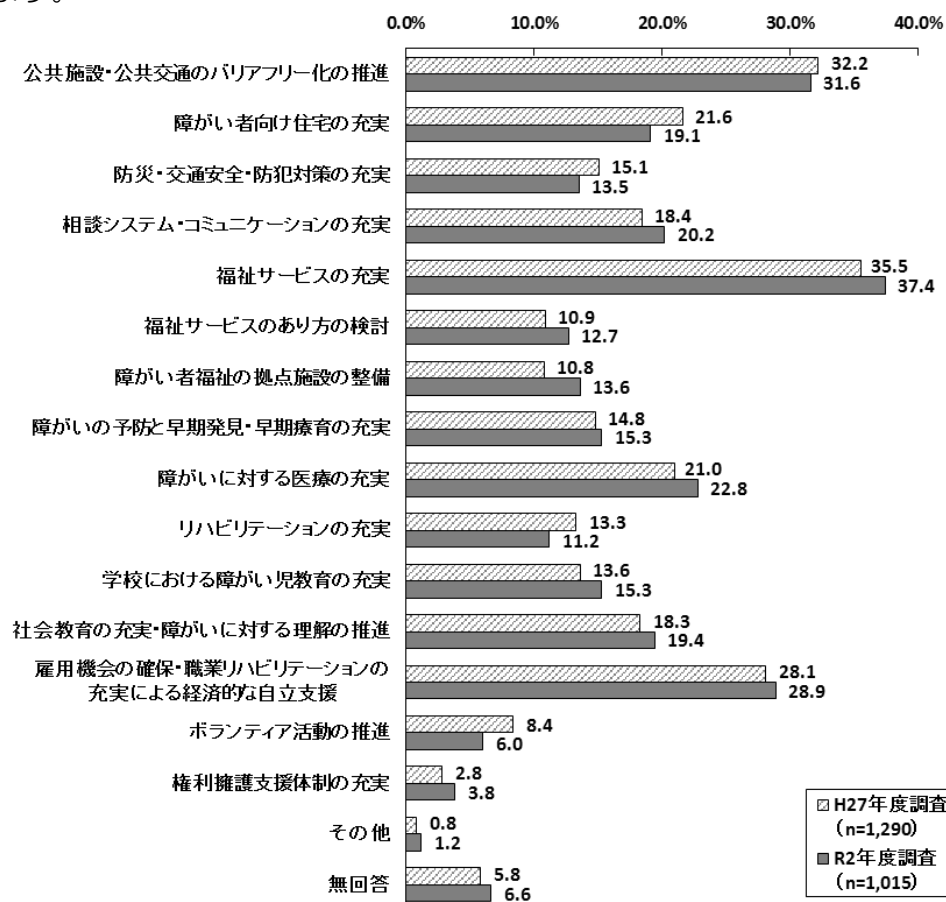


第2章 福祉をとりまく現状と課題

■問：障がいのある人が安心して暮らしていくために、次の取組のうち、重要だと思うものはどれですか。

前回調査と同様に、割合の高い順に「福祉サービスの充実」、「公共施設・公共交通の*バリアフリー化の推進」、「雇用機会の確保・職業リハビリテーションの充実による経済的な自立支援」となっています。

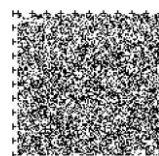
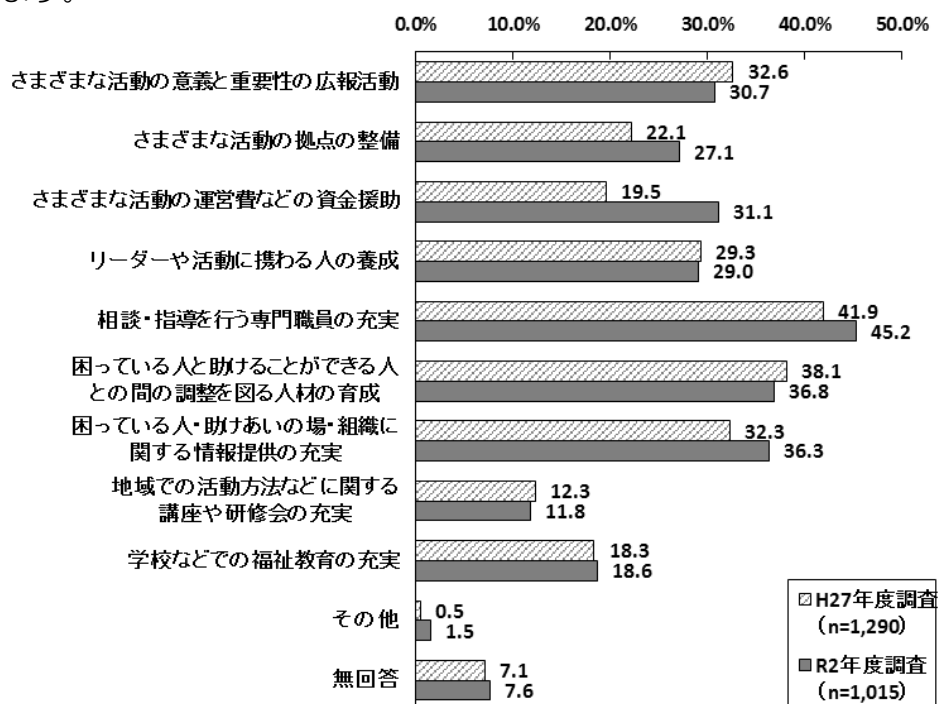
1番目に重要だと思う取組では、「公共施設・公共交通のバリアフリー化の推進」の割合が最も高くなっています。2番目が「福祉サービスの充実」、3番目が「雇用機会の確保・職業リハビリテーションの充実による経済的な自立支援」となっています。



■問：地域福祉を推進していくには、地域での活動をより活発化するとともに、地域のニーズに対応したサービスの提供や施策の展開が求められますが、次の取組のうち、重要だと思うものはどれですか。

前回調査と同様に、「相談・指導を行う専門職員の充実」の割合が高くなっています。

1 番目に重要だと思う取組では、「さまざまな活動の意義と重要性の広報活動」の割合が最も高くなっています。2 番目が「相談・指導を行う専門職員の充実」、3 番目が「困っている人・助けあいの場・組織に関する情報提供の充実」となっています。



(2) 関係団体ヒアリング

計画の策定にあたり、中学校区ごとに設置された協議体において、インタビュー形式でのヒアリングを行いました。

■ヒアリングの実施概要■

協議体概要	位 置 づ け	市町村が主体となり、各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防の提供主体などが参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークとして位置づけられています。
	設 置 目 的	生活支援などの基盤整備に向けて、多様な主体の参画が求められることから、市町村が主体となって、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働によるサービスや資源開発などを推進することを目的としています。
	設 置 時 期	平成 29 年 4 月

■各協議体の参加者■

地区名	協議体名	開催日	参加人数
稲築西	なつきちゃんにし	令和 2 年 10 月 15 日	10 名
稲築東	なつきちゃんひがし	令和 2 年 10 月 15 日	12 名
碓井	嘉麻い隊うすい	令和 2 年 10 月 16 日	12 名
嘉穂	嘉穂ますます会	令和 2 年 10 月 19 日	18 名
山田	あっとふるやまだ	令和 2 年 10 月 27 日	13 名

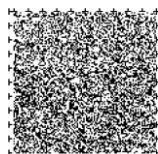
■ヒアリングの様子■



＜なつきちゃんひがし＞

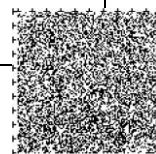


＜嘉穂ますます会＞



■ヒアリングにおける地域福祉に関する主な意見■

調査項目	主な意見
交流の場・地域のつながり	・行政区の加入率の低下により、地域のつながりが希薄化しています。加入者の減少により、公民館や地域活動の維持が難しくなっています。 ・老人会の参加者が高齢化しており、老人会の存続が難しくなっています。子どもや高齢者の見守りが必要です。 ・自主的に集える場づくりができていない地域と、気軽に集える場がない地域があるとの意見があります。
福祉サービスについて	・支援が必要な人には民生委員・児童委員が相談相手となり、必要時には市や社会福祉協議会などの支援機関に橋渡ししています。 ・地域包括支援センターの存在が非常に重要となっています。
生活環境・施設設備	・地域によっては、不法投棄や空家の多い地域が見られます。ボランティアで空地や通学路の草刈り、公園や公民館の清掃が行われている地域がありますが、ボランティア自身の高齢化が問題となっています。
ボランティア活動・人材	・地域で花植え活動を行っている団体があります。 ・地域によっては人手不足が深刻で、高齢者の就労率の上昇なども要因にあると思われます。地域を率先していくリーダーが必要との意見があります。
防犯防災対策	・年々災害の危険性が増しているため、防災対策の強化が必要との意見があります。 ・災害時の支援体制の強化が必要で、特に独居老人の支援が必要です。また、災害時に遠方の避難所へ避難する交通手段がないため、避難所の充実も必要です。
交通	・以前に比べて買い物や通院が不便になった地域があるとの意見があります。 ・バス停や運行時刻が利用者の求めるものと相違している地域があり、利用状況に応じたダイヤなどの改善が必要との意見があります。
市や社会福祉協議会との協働・連携	・より身近な地域の社会福祉施設との連携が大切です。 ・市のサービスをわかりやすく提供することが必要です。 ・小さな拠点づくりを通して協働・連携している地域があります。



3 地域福祉の現状と課題

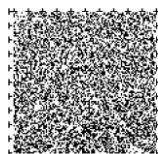
「1 本市の福祉をとりまく現状」及び「2 地域福祉についての市民意向の把握」から、地域福祉に関して次のような現状と課題が見られます。

■地域づくりと人づくり

隣組加入者の減少に伴う活動の縮小により、地域の関わりがますます低下しています。アンケート結果では、立ち話や情報交換をする人とあいさつ程度の近所づきあいをする人の割合が7割以上いる一方で、ほとんどつきあいのない人の割合が第1期計画に比べて1.5倍に増加しています。地域活動や行事が活発に行われるためには、関係づくりが大切との回答が最も多い結果となりました。地域のつながりづくりを強化するとともに、担い手や地域を率先するリーダーの育成が必要です。また、隣近所や行政区を地域としてとらえる人が4割以上おり、参加する活動も行政区や公民館活動が多いことがわかります。しかし、人口減少や行政区の加入率の低下などにより、公民館や地域での活動が厳しくなっている地域もあります。

アンケート結果において、1日中自宅で生活する人のうち、65歳以上の人が半数以上いることがわかりました。また、高齢による参加意欲の低下や気軽に集える場が減少しているとの意見があります。住民相互の自主的な支え合いや助け合い活動の必要性は高まっている一方で、地域での行事や活動については、健康問題などを理由に参加しないと回答する割合が増加しています。市では、少年補導員による見守りや配食サービスでの安否確認を行うとともに、令和2年6月には日本郵便株式会社と包括的連携に関する協定を締結し、高齢者や子どもの見守りなどについて連携を行っています。地域のつながりが希薄化している中、子どもから高齢者まで安心して暮らすためには、訪問や声掛けなど見守り活動の充実が必要です。

高齢者の見守りや子どもへの虐待、孤立死などの地域の福祉課題について関心を示さない割合が第1期計画に比べて増加しています。また、各地域や教育現場などでは、差別発言や差別落書きといった事象の発生や、支援が必要な人に対する理解が必要との意見があるなど、まだ多くの問題があります。差別がなく人権が尊重される地域社会を築き上げるために、理解を深めるための教育や仕組みづくりが必要です。



■充実した福祉サービスづくりと複合的な課題への対応

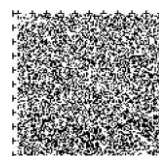
福祉サービスや福祉活動の情報提供についてのアンケートの回答結果では、「提供されている」が56.5%、「提供されていない」は34.0%となっており、情報の入手方法は「広報嘉麻」、「社協だより「えがお」」、「行政区の回覧板」の順となっています。また、アンケートの自由回答において、サービスの仕組みが複雑でわかりづらいとの意見がありました。情報を必要とする人にわかりやすく福祉サービスの仕組みを伝えることや、高齢者や障がいのある人など、情報を入手しづらい人への対応など、様々な情報の提供方法を検討し、より多くの人に分かりやすい情報提供を行う必要があります。

福祉サービスについては、高齢者、障がいのある人、子ども・子育てなど各分野の個別計画において、サービスの充実に努めていますが、「利用者のニーズと現状に相違がある。」「世代に応じて必要とされているサービスが異なる。」などの意見があります。サービスを必要とする人や家族のニーズに応じたサービス提供の充実に図るとともに、福祉サービスの量の確保を図る必要があります。また、専門的な対応が必要となる虐待への対応や関係機関による連携強化など、サービスを提供する職員の意識やサービスの質の向上に努める必要があります。

近年、債務、病気や人間関係など複数の要因による生活困窮者の増加や、老老介護、介護と育児のダブルケア、孤立死、自殺、社会的孤立、児童虐待、DV相談の増加など、これまでの支援制度では対応が難しい制度の狭間の問題や、個人や世帯が抱える複合化・複雑化した一つの制度だけでは解決が困難な課題が顕在化しています。

アンケート調査において、困った時の相談先は「家族・親族」が83.7%、「友人・知人」が45.3%と多い一方、専門の相談機関への相談は低い割合となっています。また、地域福祉を推進していくためには、相談、支援を行う専門職員の充実や様々な活動の意義と重要性の広報活動が重要と回答する割合が高い結果となっています。

引き続き、身近な相談機関や民生委員・児童委員などについてわかりやすい周知に努め、相談、指導を行う専門職員や専門機関など社会資源の充実と連携を図るとともに、世帯全体の課題について身近なところで包括的に相談支援できる体制を構築することが必要です。



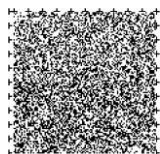
■生活環境の整備と防災体制づくり

アンケートや協議体ヒアリングにおいて、歩道の段差や樹木・雑草の繁茂により、安全に通行ができないとの意見があるため、子どもや高齢者、障がいのある人などに配慮した、安全性や快適性を確保するための整備が必要とされています。

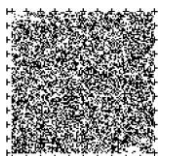
また、通院や買い物利用者の公共交通の利便性向上を求める意見があり、買い物ができる場所の確保と存続に努めるとともに、利用しやすい公共交通として、さらなる改善が求められています。

災害に関しては、避難所の場所が遠く、ひとりで避難できない高齢者が増加しており、避難時の交通手段の確保が問題となっています。そのため、地域の公民館のような身近な避難所に避難したいとの意見が出ています。医療ケアや子ども、障がいのある人、高齢者に配慮された避難所であるか不安に思う人が多くいます。年々災害の危険性が高まっているため、*福祉避難所の整備や避難に支援が必要な人を支援する体制の構築が早急に求められています。

アンケートでは、自主防災組織が「必要」だと回答した割合は65.8%と必要性は高い一方で、自主防災組織を「知らない」と回答した割合は76.7%と認知度は低くなっています。災害に対する備えの意識が高まっている一方で、自主防災組織の認知度や普及率が低くなっており、活動内容の周知などの啓発により自主防災組織の設立の推進が必要です。



第 3 章 計画の基本的な考え方



1 計画の基本的な考え方

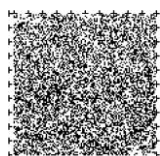
(1) 基本理念

安心、ゆとりのある地域福祉のまち 嘉麻

本市では、平成28年3月に嘉麻市地域福祉計画を策定し、市民の誰もが住み慣れた地域で、安心して、健康で、生きがいをもって暮らすことができるよう、みんなと共に支え合うまちづくりを進めるため、地域住民との協働、福祉サービス事業所との連携などにより、地域における自助、共助、公助の役割を明確にし、地域福祉を推進してきたところです。

一方、地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中、地域の生活課題は複雑化・複合化しており、これまでの支援制度では対応が難しい状況も見られます。このような「複合的な課題」や「制度の狭間の課題」に対応するため、地域住民や地域の多様な主体が参画し、誰もが等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として、その人格と個性が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく安心して、生きがいをもって暮らしていける地域共生社会を構築していく必要があります。

本市では、これまで進めてきた地域福祉活動を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の取組を進めるため、第2期においても、第1期計画の基本理念「**安心、ゆとりのある地域福祉のまち 嘉麻**」を継承し、計画を推進します。

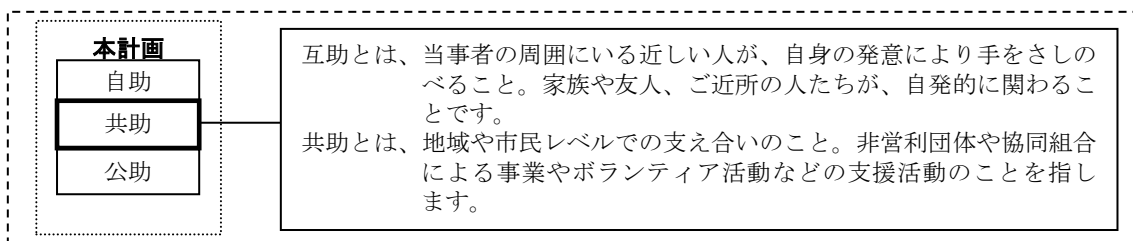


(2) 基本的な視点

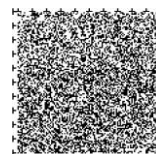
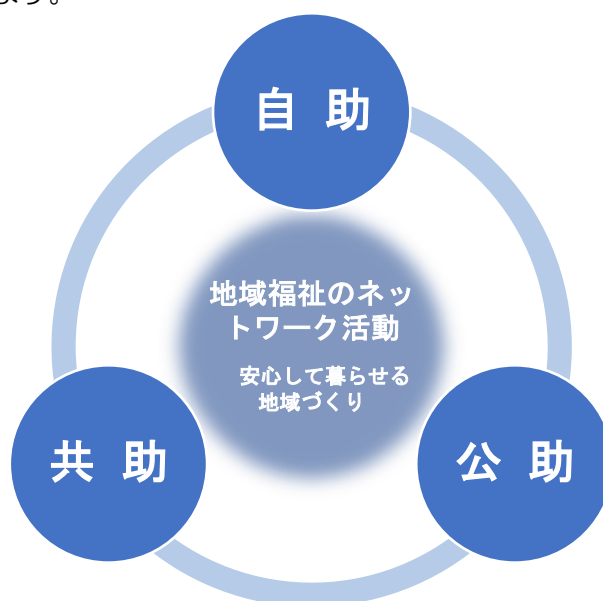
「安心、ゆとりのある地域福祉のまち 嘉麻」を支える基本的な視点（考え方）として、次のとおり「自助（市民一人ひとりができること）」「共助（身近な人たちや地域全体で取り組むこと）」「公助（行政で取り組むこと）」を掲げます。

基本的な視点	意味すること
自 助 (市民一人ひとりができること)	市民一人ひとりの自立であり、市民は福祉サービスの受け手としてだけでなく、自らが地域福祉の担い手であるという認識を持ち、地域の課題の解決に向けて自分でできることを主体的に行うこと。
共 助 (身近な人たちや地域全体で取り組むこと)	地域で生活する人や活動をしている人、地域の事業所など様々な人や組織が協力して、共に地域の福祉課題の解決に向けて取り組み、地域全体で助け合うこと。
公 助 (行政で取り組むこと)	行政としての責任と役割を果たすとともに、市民の自立の支援や地域の福祉力向上のための環境整備を行うこと。

注) 第2期計画では、共助と互助を合わせて共助とし、役割分担を自助、共助、公助とします。



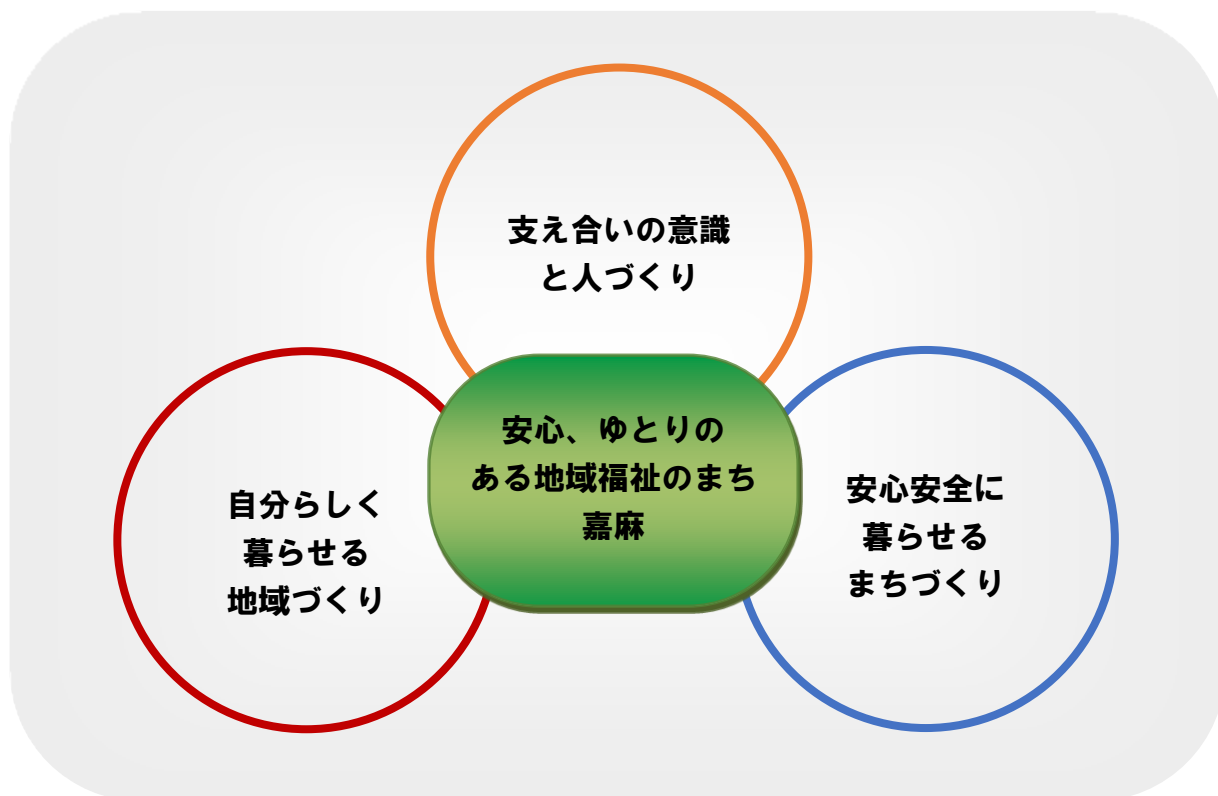
地域福祉を推進するためには、「自助」「共助」「公助」、これら3つの支えが適切に連携しながら地域の福祉課題に取り組むという視点が必要であり、これらの緊密な連携が不可欠となります。



2 計画の基本目標

(1) 計画の基本目標

「基本理念」の実現に向けて、第2章で整理した課題に対応するため、以下の3つの基本目標を設定し、市民と地域・行政が一体となって取り組んでいきます。

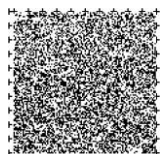


《基本目標1》 支え合いの意識と人づくり

共に支え合うまちづくりを実現するため、地域の中で支え合い、助け合う意識づくりを醸成するとともに、地域共生社会づくりに取り組むための交流の場や機会づくりを進めます。

また、一人ひとりが互いの個性や価値観の違いを認め合い、差別のない人権が尊重されるまちづくりを推進するため、人権や福祉に関する教育・啓発の充実を図ります。

人と人との支え合い、助け合う福祉の心を基本として、地域社会からの市民の孤立を防ぎ、地域の人たちが世代を超えて交流し、一人ひとりの多様な活躍の機会と役割を担うための支援を行うとともに、地域福祉活動や公民館活動の推進役となる地域リーダーをはじめ、ボランティアやNPOなどの活動に関わる人材の確保・育成を図ります。



《基本目標2》 自分らしく暮らせる地域づくり

市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、支援を必要とする人に応じたさまざまな支援やサービスについて、わかりやすく適切な情報提供の充実を図るとともに、福祉サービスの量の確保及び質の向上に努めます。

また、市民が抱える複雑化・複合化した課題や制度の狭間の問題に対応するため、関係機関が連携して包括的な相談支援体制づくりを推進します。

認知症、知的障がい、精神障がいのある人など、判断能力が不十分な人の生活が守られ、地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の利用を促進し、権利擁護を図るとともに、高齢者、障がいのある人、子どもなどに対する虐待や配偶者などからの暴力の未然防止や早期発見に努めます。

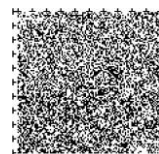
《基本目標3》 安心安全に暮らせるまちづくり

全ての市民が安心して安全に暮らすことができるよう、バリアフリー化や*ユニバーサルデザインなどの視点を持ったまちづくりを進めます。

また、わかりやすく利用しやすい公共交通体系の整備を行い、利便性の高い交通環境の構築を図り、持続性のある交通体系へとさらなる改善に努めます。

市民一人ひとりの防災意識の向上を図るとともに、高齢者や障がいのある人など日常生活を送る上で手助けを必要とする人たちが、災害時も安心して生活できるよう、平常時からの見守りや災害時の避難支援及び避難所における支援体制の整備を行政と地域が一体となって進めます。

また、高齢者や子どもなどを犯罪から守り、安心して暮らすことができるよう、地域の防犯対策の強化に努めます。



(2) 施策の体系

基本理念

安心、ゆとりのある地域福祉のまち 嘉麻

基本目標1 支えあいの意識と人づくり

施策の方向性

- 1 人権や地域福祉に関する意識の醸成
- 2 地域づくりと地域のつながりの強化

基本目標2 自分らしく暮らせる地域づくり

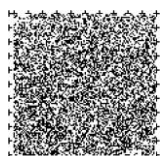
施策の方向性

- 1 福祉サービスの充実
- 2 適切な情報提供
- 3 複合的課題への対応と相談支援体制の充実
- 4 権利擁護の推進

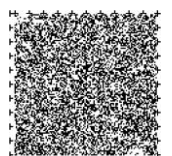
基本目標3 安心安全に暮らせるまちづくり

施策の方向性

- 1 生活環境の整備
- 2 地域の防災力の向上



第 4 章 主要施策の展開



1 支え合いの意識と人づくり

(1) 人権や地域福祉に関する意識の醸成

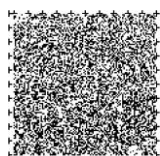
近年、人権問題が複雑化、多様化する中、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」など、国では様々な人権問題の解決に向けた法律の整備を進め、福岡県では「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」、「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」などの条例が整備されています。

本市では、「嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくりの推進に関する条例」及び「嘉麻市人権教育・啓発基本方針及び実施計画」に基づき取組を進めており、継続して人権教育や啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進します。

また、障がいや障がいのある人、高齢者に対する理解を深める福祉教育の充実を図ります。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、一人ひとりが互いの個性や価値観の違いを認め合い、地域の中で共に支え合い、助け合う意識づくりを推進します。

役 割 分 担	具 体 的 な 取 組
市民一人ひとりができること	• 互いの個性や価値観の違いを認め合います。 • 身近な地域や活動について関心を持ち、地域の人たちと交流します。 • 広報嘉麻、市のホームページ、市の啓発冊子などで地域、福祉、人権などについての情報を得るようにします。 • 人権問題や地域福祉などについて、地域で行われる学習会や、市が開催する「人権のつどい」などに参加し、正しい認識や、理解を深めます。 • 認知症サポーター養成講座に参加し、認知症についての正しい知識を学びます。
身近な人たちや地域全体で取り組むこと	• 地域の中で共に支え合い、助け合う意識づくりを行います。 • 地域の福祉施設や事業所などとの交流を行い、福祉への関心を深めます。 • 地域で人権や福祉に関する研修会（学習会）を実施し、人権や福祉に関する意識の向上に努めます。 • 地域で*ノーマライゼーションの理念の浸透を図ります。



行政が取り組むこと	・広報嘉麻や市のホームページなどを活用し、人権問題や福祉についての情報を提供し、啓発を行います。 ・「人権のつどい」や地域での研修会の開催など、学ぶ機会の充実を図り、人権に関する意識の醸成を図ります。 ・人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成を図ります。 ・人権や福祉に関する市民の理解を深めるため、行政区や事業所などが実施する人権や福祉に関する学習を推進します。 ・地域や学校における人権教育、*福祉教育を推進します。 ・認知症についての正しい知識を深めるため、地域での「認知症サポーター養成講座」の開催を推進します。 ・市職員が、人権問題や福祉課題に適切に対応できるよう、人権や福祉に関する認識と理解を深めます。
-----------	---

市で取組中及び今後取り組む施策	・人権啓発及び相談対応 ・関係団体との連携 ・職員への人権啓発 ・福祉に関する教育の充実 ・福祉体験学習の充実 ・認知症に関する教育の推進 ・道徳性と自立心を養う心の教育の充実 ・学校教育や社会教育における人権・同和教育の推進
-----------------	--

(2) 地域づくりと地域のつながりの強化

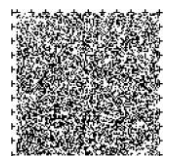
共に支え合うまちづくりを実現するための基本となるものは、地域の中で支え合い、助け合うお互いさまの関係づくりや、支え合いの活動を担う人づくりです。

また、地域で暮らす誰もが地域のことや隣近所、周囲の人に関心を持ち、共に支え、支えられる関係が地域の中で形成されることが地域福祉を推進するためには重要となります。

そのため、市民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、地域共生社会づくりに取り組むための交流の場や機会づくりを進めるとともに、地域の支え合いをより一層高めるため、地域福祉活動や公民館活動並びにボランティア活動の支援に努めます。

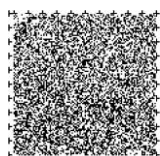
また、活動の推進役となる人材の確保、育成を推進するとともに、地域で活動する人たちが連携、協力して活動できるよう、ネットワークづくりに努めます。

市民、関係団体、行政、社会福祉協議会や民生委員・児童委員などがそれぞれの役割を担い、地域福祉に関する情報交換を行うとともに、連携、協力して地域のつながりの強化を図り、地域共生社会の実現に向けて、一体となって取り組んでいきます。

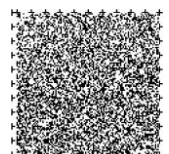


第4章 主要施策の展開

役 割 分 担	具 体 的 な 取 組
市民一人ひとりができること	・公民館や行政区などで実施される地域の行事に積極的に参加します。 ・ふれあいいきいきサロンやオレンジサロンなどに参加し、地域のつながりを広げます。 ・自分のできることで無理のない程度でボランティアに参加します。 ・互いに助け合うことや見守りなどの必要性について理解を深め、地域活動に積極的に参加します。 ・隣近所の人と協力して、一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、障がいのある人や子育て世帯など、日頃から見守りや支援が必要と思われる人のことを気かけ、あいさつや声かけをします。
身近な人たちや地域全体で取り組むこと	・地域での行事や活動などを通して、様々な人と知り合う機会や世代間交流ができるきっかけづくりに取り組みます。 ・地域の行事や祭りの活性化と継承に努めます。 ・地域で支え合い、高齢者などの見守り活動や子育てを支援する体制づくりに取り組みます。 ・地域での行事や交流を活性化し、1日中自宅で過ごす高齢者を少なくします。 ・行政区や公民館などの活動の必要性や機能、活動内容について情報を発信し、地域住民の関心が高まるように努めます。 ・隣近所の人とのコミュニケーションを増やし、隣組への加入を促進します。 ・協議体などの場を通じて、地域の課題を共有し、社会資源の活用や相互に連携して対応に取り組みます。 ・特に支援が必要と思われる人の情報を隣近所で共有し、民生委員・児童委員などと協力し合って見守りを行います。 ・一人暮らしの高齢者などが急病などの緊急時に協力できるような隣近所の関係づくりに努めます。 ・同じような悩みを抱える人が気軽に集える場の充実を図ります。 ・地域の中でボランティア活動をする人を支援・育成します。 ・各団体の連携を図るリーダーを育成します。 ・お互いに助け合い、住民自身が主体的に地域福祉活動に参加できる土壌を育むために、行政区単位で地域福祉部の設置に取り組みます。



行政が取り組む こと	・地域の助け合いや見守りの重要性を周知するため普及啓発を行うとともに、地域の見守り活動を支援します。 ・公民館活動を支援します。 ・関係機関と連携を図り、地域のつながりの大切さについて啓発するとともに、地域のつながりづくりや活動を支援します。 ・担い手や地域を率先する人材が不足しているため、地域とつながり、主体的に活動に参画する行政区長、公民館長、民生委員・児童委員やボランティア団体などのリーダーの育成を支援します。 ・行政区の活動に関する情報提供や必要性の周知を行い、行政区や隣組への加入促進を支援します。 ・子ども会や老人クラブなどの活動を支援します。 ・地域の人たちが気軽に参加できる場の開設や充実を支援します。
市で取組中及び 今後取り組む 施策	・地域の連帯感やつながりづくりのための交流活動の支援 ・地域活動への参加促進のための情報提供や意見交換の場の設置 ・公民館などの公共施設の利用促進 ・高齢者の生きがい対策の充実 ・高齢者の交流機会の充実 ・地域福祉推進活動への支援 ・地域福祉のための地域リーダーの育成支援 ・ボランティア人口の拡大と情報提供 ・ボランティア活動の支援 ・子育てに関するボランティアの育成 ・地域の団体や機関などとの連携・協力 ・見守り活動の支援・充実 ・地域に開かれた学校づくりの推進 ・家庭、地域の教育力を高める支援体制の充実 ・市民との協働の推進 ・市民参画の機会の拡大



2 自分らしく暮らせる地域づくり

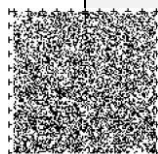
(1) 福祉サービスの充実

地域での子育てや介護、生活での困りごとなど、支援を必要とする人や家族の様々なニーズに対応するため、高齢者、障がいのある人、子ども・子育てなど分野ごとの個別計画に基づき、福祉サービスの量や質の充実を図ります。

また、質の高い福祉サービスを提供できるよう、福祉サービス事業者に対して、専門的な知識の習得や研修会への積極的な参加を要請するなど、職員の資質の向上を図る取組を推進するとともに、関係機関と連携し、福祉サービスに関する苦情などの解決を図ります。

誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう、市民、地域、行政それぞれが役割を担い、一体となって取り組んでいきます。

役 割 分 担	具 体 的 な 取 組
市民一人ひとりができること	・日頃から福祉サービスに関心を持ち、必要な情報の収集に努めます。 ・困りごとがあれば一人で抱え込まず、まずは身近な相談機関などの社会資源を活用します。
身近な人たちや地域全体で取り組むこと	・福祉サービスの仕組みや利用に困っている人がいたら、民生委員・児童委員、地域の社会福祉施設、社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、子育て支援センターなど関連機関への相談を促します。 ・社会福祉法人やサービス事業所は、市民のニーズに的確に対応できるよう、質の高い福祉サービスの提供に努めます。
行政が取り組むこと	・時代の変化やニーズに対応した適切な福祉サービスを提供します。 ・社会福祉法人など関係機関と連携し、サービスの量の確保や質の向上及び福祉に関わる人材のスキル向上を図ります。 ・一人暮らしの高齢者などが、急病などの緊急時に対応できるような体制づくりを検討します。 ・病後児保育を引き続き実施するなど、緊急時の子育て支援体制を充実させます。 ・高齢者福祉サービス及び介護保険サービスの充実を図ります。 ・障がいのある人の生活を支援する情報提供や相談支援体制を充実させます。 ・障がい者福祉サービスなどによる生活支援の充実を図ります。 ・関係機関や地域、家庭と連携しながら子育て支援に関する多様な取組の推進と充実を図ります。



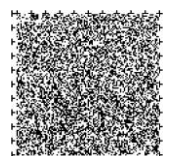
市で取組中及び 今後取り組む 施策	・福祉サービスの量の確保、質の向上 ・サービス事業所との連携 ・緊急時の支援体制づくり ・高齢者の介護予防・生活支援サービス事業の充実 ・高齢者の在宅生活の継続支援 ・高齢者の在宅介護者の支援の充実 ・介護保険サービスの充実 ・障がい福祉サービスの充実 ・障がいのある人の自立に向けた支援 ・障がいのある人の保健・医療サービスの充実 ・子育て支援の充実 ・乳幼児期の教育・保育の充実
-------------------------	--

(2) 適切な情報提供

誰もが必要とする福祉サービスに関する情報を入手することができるよう、広報嘉麻や社協だより「えがお」、市のホームページ、*SNS、冊子やパンフレットの配布など多様な広報・情報媒体を活用するとともに、情報を入手しづらい人への対応を図ることにより、多くの市民にわかりやすい情報提供に努めます。

また、支援を必要とする人や家族が必要とする福祉サービスや各種支援制度などの情報をわかりやすく紹介することにより、支援を必要とする人やその家族が、必要に応じたサービスを適切に選択して利用できるように情報提供の充実を図ります。

役 割 分 担	具 体 的 な 取 組
市民一人ひとりが できること	・生活課題や災害対応などについて、市の広報紙や社協だより、配布物などから積極的に情報収集を行います。
身近な人たちや 地域全体で取り 組むこと	・障がいのある人や高齢者など支援が必要な人には情報収集の手助けをします。 ・視覚に障がいのある人に、広報紙をはじめとする市の情報を録音して提供する朗読ボランティアを行います。 ・障がい者団体や老人クラブなど各団体から会員へ情報提供を行います。 ・福祉サービスについてわからないことがあれば、出前講座を活用するなど情報交換や意見交換ができる場を設けます。 ・相談支援機関や社会福祉法人などの専門職員、民生委員・児童委員などは、情報を必要とする人に情報を提供します。



行政が取り組むこと	・市のサービスなど福祉に関する情報をわかりやすく周知します。 ・多くの市民に情報が伝わるよう、広報紙やガイドブック、パンフレット、ホームページやSNSなど様々な手段で情報提供します。 ・支援する人の福祉サービス全般の知識の向上を図るため、適切な情報提供に努めます。 ・視覚、聴覚、知的及び発達に障がいのある人に福祉に関する情報が伝わるよう努めます。
市で取組中及び今後取り組む施策	・市民や各種団体への情報提供 ・各種団体との情報共有と情報交換の促進 ・福祉サービス内容の周知徹底とわかりやすい情報提供 ・民生委員・児童委員などへの情報提供と知識の向上

(3) 複合的課題への対応と相談支援体制の充実

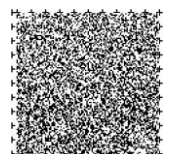
複数の要因による生活困窮、老老介護、介護と育児のダブルケアなど、個人や世帯が抱える複合化・複雑化した課題への対応や、これまでの支援制度では対応が難しい制度の狭間の問題など、医療、保健、雇用、就労、教育などの各機関との協働により、世帯全体に対する包括的な相談支援体制の構築を図ります。

また、市民が困りごとや悩み事を抱え込むことなく総合的に相談できるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、自ら相談できない人への支援につながるよう市民や関係団体などとの連携、協力を推進します。

高齢者、障がいのある人、子どもなど、各分野の専門職員が連携と情報共有を行うとともに、きめ細やかな相談支援を行うことができるよう、対応する職員の資質の向上を図ります。

役割分担	具体的な取組
市民一人ひとりができること	・孤立しないよう、日頃から地域活動に参加します。 ・健康に関心を持ち、日頃から心身の健康づくりに取り組みます。 ・隣近所の人とわからないことを気軽に相談できる関係性を築きます。 ・困りごとがあれば、身近な相談支援機関に相談します。 ・周囲が抱える課題を、他人事ではなく、我が事として考えます。
身近な人たちや地域全体で取り組むこと	・日頃から近所で気になる人がいる場合には見守りを心掛け、適切な相談先へ連絡します。 ・民生委員・児童委員や地域包括支援センターなど、相談支援窓口を周知します。 ・地域貢献に取り組むために市内の社会福祉法人で組織されたかま福祉ネットワーク委員会の活動を拡充します。 ・身近な地域で総合相談が受けられるように社会福祉法人に設置されているかまワン相談員の啓発と拡充を図ります。

行政が取り組むこと	・複合的な問題が深刻化する前に早期発見に努め、関係機関と連携しながら切れ目のない支援を行います。 ・地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、かま自立相談支援センターなど、身近な相談支援窓口の充実と各窓口の連携強化を図ります。 ・住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「*地域包括ケアシステム」の構築を目指します。 ・関係機関がお互いに情報共有や連絡調整を行うネットワークを構築することで、複合的な課題を抱えるケースに対して適切な支援ができる包括的な相談支援体制を整えます。 ・複合的な相談に対応できる窓口や専門職員の充実、職員の資質の向上を図ります。 ・民生委員・児童委員が、地域の福祉ニーズを把握し相談支援に繋げる活動を支援します。 ・子どもや高齢者、障がいのある人に対してニーズに合った包括的な支援を行い、権利擁護や日常生活自立支援事業などを活用し、迅速で適切な対応を行います。 ・支援の必要な子どもや子育て世帯について、関係機関と連携し、教育・保健・福祉分野の総合的な支援と妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。 ・がんなどの早期発見、早期治療のため、がん検診や生活習慣病健診受診者を増やすための取組を関係機関と連携して行います。 ・うつ病や自殺予防に関する正しい知識の普及・啓発及び関係機関と連携し支援体制の整備を行います。 ・複合的な内容で困窮している人の相談に応じるため、相談支援を行うとともに、就労支援や居住支援を必要とする人に対し、自立に向けた支援を行います。 ・刑を終えて出所した人に対しては、生活基盤構築のための支援を行う保護司などと連携し、再犯防止を図ります。
------------------	---



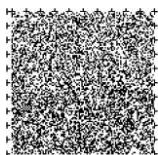
市で取組中及び 今後取り組む 施策	・情報の共有化による相談機能の充実 ・包括的な相談体制の充実と職員の資質の向上 ・地域包括ケアシステムの構築 ・地域包括支援センターの機能強化 ・認知症高齢者などに対応するネットワークづくりの推進 ・生活困窮者の自立支援の充実 ・被保護世帯の自立支援 ・ひとり親家庭への支援の充実 ・子育て世代への支援 ・地域子育て支援センターなどの充実や活用 ・障がい福祉サービスの充実 ・総合的な健康づくり体制の構築 ・医療体制の充実、強化 ・健康相談支援体制の充実 ・自殺対策の推進 ・再犯防止の啓発
----------------------------------	--

(4) 権利擁護の推進

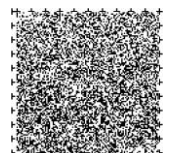
誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるためには、全ての人の権利が擁護される必要があります。認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分で日常生活に不安のある人の財産管理や日常生活を支援するため、関係機関などと連携しながら成年後見制度の普及啓発と利用促進を図り、「ノーマライゼーション」、「自己決定権の尊重」、「身上の保護の重視」を柱として取組を進めます。

また、高齢者、障がいのある人、子どもなどへの虐待や、配偶者などからの暴力については、適正かつ迅速に対応するため、関係機関との情報共有と連携を図り、未然防止や早期発見・早期対応に努めます。

役 割 分 担	具 体 的 な 取 組
市民一人ひとりが できること	・家族や身近な人から暴力などの虐待を受けた時は、警察や身近な相談機関に相談します。 ・お金の管理や日常生活に不安がある時は、身近な相談機関に相談します。 ・成年後見制度など権利擁護に関する理解を深めます。



身近な人たちや 地域全体で取り 組むこと	・暴力や*ネグレクトなど、人権侵害に気づいた場合は、適切な相談機関へ連絡します。 ・地域内の気になる人について気かけ、民生委員・児童委員や医療福祉関係者など専門職員と連携し、地域で協力して見守りを行います。 ・かま権利擁護センターや地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センターなどの専門機関を活用します。 ・子育て家庭が孤立し、育児への不安感や負担感が増すことで虐待につながるようなことがないように声かけに努め、必要があれば関係機関に相談します。
行政が取り組む こと	・高齢者、障がいのある人、子どもなどの虐待の防止や早期発見に努め、虐待の通報や相談があった場合は、関係機関と連携して、迅速かつ適切な対応に努めます。 ・かま権利擁護センターや地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センターなどの専門機関と連携し成年後見制度の利用促進を図ります。 ・権利を擁護するための成年後見制度や日常生活自立支援事業などについて、普及啓発を図ります。 ・消費者トラブルや消費者被害などに巻き込まれることがないように成年後見制度や相談窓口などについての周知、広報を行います。
市で取組中及び 今後取り組む 施策	・権利擁護についての市民への普及啓発 ・高齢者、障がいのある人、子どもの権利擁護 ・生活保護受給者への権利と義務の教示 ・成年後見制度の利用促進 ・成年後見制度の利用支援 ・要保護児童対策の充実 ・男女共同参画社会基本計画及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護などに関する基本計画の推進 ・虐待防止のための啓発 ・虐待の相談及び虐待事案への対応



3 安心安全に暮らせるまちづくり

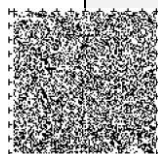
(1) 生活環境の整備

誰もが安心して安全に暮らせるようにバリアフリー化やユニバーサルデザイン化に努め、高齢者や障がいのある人、外国人などをはじめとする全ての人が、自分らしく生活できるノーマライゼーションのまちづくりを市民、地域、行政それぞれが役割を担い、協力しながら、できるところから進めていきます。

市バスの運行などの交通体系の整備については、多くの人の交通手段が確保できるよう改善を図り、効率的な運営に努めます。

防犯、環境美化、見守りなどの地域活動の活性化や地域住民の参加を促すための啓発に努めます。

役 割 分 担	具 体 的 な 取 組
市民一人ひとりができること	・地域の清掃活動に積極的に参加します。 ・地域経済の活性化のために、地域内で買い物をするよう心掛けます。 ・日頃から防犯意識を高めます。
身近な人たちや地域全体で取り組むこと	・地域で不法投棄や不審者を見かけたら、すみやかに警察や市に連絡をします。 ・身近な人の買い物や通院の手助けを行います。 ・地域で買い物に困っている人を把握し、支え合います。特に、バス停から家までの高齢者の移動に協力するなどの手助けを行います。 ・地域で公共交通の要望の声があれば市に報告します。 ・地域での見守りなど、犯罪を未然に防止する活動を行います。 ・日常生活の困りごとを住民相互の助け合いにより解決することで、お互いさまの関係を地域に広げる地域支えあい事業の協力会員を広く募集します。 ・地域の安全と環境保全を図るため、空き家管理住まいるサービスに取り組めます。
行政が取り組むこと	・不法投棄が多い地域や危険な場所の改善に努めます。 ・地域を支える事業者が撤退しないよう、確保と存続に努めます。 ・市民のニーズを把握し、生活に欠かせない買い物や通院、通学に活用でき、利便性の高い公共交通となるよう改善に努めます。 ・障がい者用トイレの設置、車いす利用が可能な建物や道路の環境づくりなど、公共施設や道路、市バスのバリアフリー化やユニバーサルデザイン化に努めます。 ・安全に通行できる歩道や安心して遊べる公園の整備に努めます。 ・空家や空地が適切に管理されるように指導、啓発を行うとともに、危険家屋の解体撤去の助成を行うなどの空家対策を推進します。 ・二セ電話詐欺などの犯罪被害を防止するため啓発に努めます。



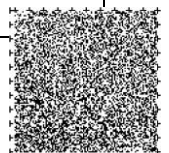
市で取組中及び 今後取り組む 施策	・生活環境の保全 ・ごみの減量化、リサイクルの推進 ・買い物弱者への対応 ・公共施設のバリアフリー化 ・安全で快適な生活道路の整備 ・わかりやすく利便性の高い公共交通の実現 ・身近な公園の適切な管理 ・公園施設の計画的な改修と維持管理 ・地域ぐるみの防犯の推進 ・空家（老朽危険家屋）対策 ・防犯対策の推進
-------------------------	---

(2) 地域の防災力の向上

近年、大雨や台風による風水害、地震などの自然災害が頻繁に発生し、防災や災害時における対応は重要な課題となっており、市民の関心も高まっています。市民、地域、行政の協働により安心して暮らせるまちづくりを実現するため、それぞれが役割を担い一体となって取り組んでいきます。

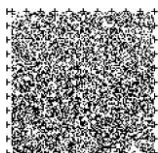
災害時においては、地域の支え合いの関係が普段以上に重要となります。日頃から地域のつながりを強化し、地域全体で災害時に備えることが大切です。そのため、防災意識の向上を図るとともに自主防災組織の設立を推進し、災害時の緊急連絡及び避難支援、避難者の生活支援体制づくりを進めます。また、災害時の避難場所の周知徹底を図るとともに、地域住民や関係機関と連携、協力し、災害時に支援を必要とする人の情報を共有して、地域内の見守り活動や災害時の避難支援、避難所における支援などの災害時要配慮者支援体制の整備を進めます。

役 割 分 担	具 体 的 な 取 組
市民一人ひとりが できること	・防災グッズの備蓄や避難場所、災害危険箇所を把握するなどの防災対策を行います。 ・災害はいつ発生するかわからないので、自分の居住地域が安全だと思い込まず、防災意識を高めます。 ・災害時の避難に支援を必要とする人は、どう避難するか誰に支援をしてもらうか、あらかじめ決めておきます。 ・災害時の被害を軽減するため、家屋の耐震化を図るなど、所有する土地家屋を適切に管理します。 ・所有外の危険な土地家屋や道路を見つけた際は速やかに管理者に報告します。 ・災害時は普段以上に助け合う意識を高めます。

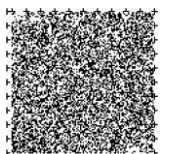


第4章 主要施策の展開

身近な人たちや 地域全体で取り 組むこと	・身近に支援を必要とする人がいたら、自らの安全を確保しつつ積極的に避難の支援を行います。 ・地域の災害危険箇所を把握し、地域の人たちに周知します。 ・災害時に支援を必要とする地域内の人をあらかじめ把握しておき、誰がどのように避難支援を行うか決めておきます。 ・災害時の地域の支援体制構築のため、行政区長や民生委員・児童委員などと連携協力します。 ・自主防災組織を設立し、災害時の助け合いや、地域での防災活動を行います。
行政が取り組む こと	・市民の防災意識の向上のための啓発活動を行います。 ・危険箇所の報告を受けた際は、市が管理者である場合は速やかに対処し、管理者でない場合は、管理者を確認し、指導を行います。 ・必要な避難所の数の確保や、避難所間の移動方法について対策を行います。 ・避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難支援計画（個別計画）の作成を促進し、災害時の避難に支援を必要としている人と支援をする人が連携する体制の整備を進めます。 ・一般の避難所での生活が困難な人を受け入れる福祉避難所を開設します。また、社会福祉施設などと協議し、福祉避難所としての施設利用を進めます。 ・災害時は、避難所の開設、災害情報の発信を行い、避難を促します。 ・自主防災組織の設立や活動の支援を行います。 ・避難所における感染症拡大防止対策を実施します。
市で取組中及び 今後取り組む 施策	・災害に強いまちづくりの推進 ・災害時の支援体制づくり ・防災減災体制の充実・強化 ・福祉避難所の指定と活用 ・災害時要配慮者支援体制の整備



第 5 章 計画の推進に向けて



1 計画の推進体制

(1) 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している市民一人ひとりです。生活に身近な地域で市民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、支え合い、助け合える地域共生社会を実現させていくためには、行政の取組だけでは不十分であり、地域住民との協働が不可欠となります。

また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに柔軟に対応していくためには、地域の中で活動するボランティア、NPO、関係機関、関係団体、福祉サービス事業所などの活動内容の充実とサービスの多様化による様々な福祉ニーズへの対応が必要となります。

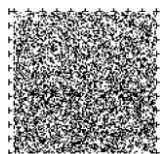
本計画の基本理念である「安心、ゆとりのある地域福祉のまち 嘉麻」の実現に向け、地域福祉を担う多様な主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していきます。

(2) 計画の評価・見直し

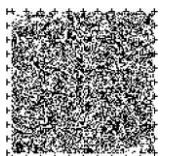
本計画に基づく地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進していくため、必要に応じて、地域福祉の進捗状況の評価、見直しを行い、本計画の推進につながるよう努めていきます。

なお、個別の施策については、各個別計画にすでに数値目標が設定されているため、それらの施策の進捗管理及び評価は、それぞれの計画に委ねることとなります。

また、本計画における施策の効果については、計画の策定や見直し時に実施する市民アンケートの結果により確認を行うこととします。



資料編



1 嘉麻市地域福祉計画策定委員会条例

嘉麻市地域福祉計画策定委員会条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、嘉麻市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定し、推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、嘉麻市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 計画の評価、進捗管理に関する事項
- (3) その他計画の策定に関し、市長が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 社会福祉関係者 5人以内
- (2) 市民団体等関係者 2人以内
- (3) 市民からの公募による者 2人以内
- (4) その他市長が必要と認める者 3人以内

3 委員が、委嘱されたとき又は任命されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

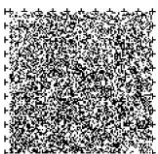
5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し、委員会の運営に必要な事項は、規則で定める。



附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の規定は、公布の日から施行する。

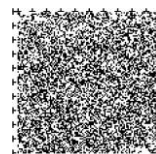
(準備行為)

- 2 市長は、施行日前においても、委員の選任その他必要な準備行為を行うことができる。

附 則（平成 30 年 6 月 26 日条例第 30 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

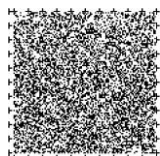


2 嘉麻市地域福祉計画策定委員会委員名簿

委員区分	氏名	推薦団体名
社会福祉関係者	平尾 みづえ	嘉麻市民生委員児童委員協議会
社会福祉関係者	◎ 渡辺 進	嘉麻市社会福祉協議会
社会福祉関係者	古川 勤	嘉麻市身体障害者福祉協会
社会福祉関係者	溝口 栄仙	嘉麻・桂川保育協会
社会福祉関係者	数山 桂介	社会福祉法人ひまわり会 特別養護老人ホームひまわり園
市民団体等関係者	○ 富崎 静江	嘉麻市行政区長連合会
市民団体等関係者	栗野 良一	嘉麻市老人クラブ連合会
公募委員	池田 幸子	—
公募委員	平尾 節子	—
市長が必要と認める者 (学識経験者)	本郷 秀和	公立大学法人福岡県立大学
市長が必要と認める者 (関係行政機関職員)	村谷 京子	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
市長が必要と認める者 (ボランティア関係者)	永尾 富久美	かま手話の会

※委員長：◎、副委員長：○

(令和3年1月4日現在)



3 嘉麻市地域福祉計画作成委員会規程

嘉麻市地域福祉計画作成委員会規程

(設置)

第1条 嘉麻市地域福祉計画（以下「計画」という。）の原案を作成するため、嘉麻市地域福祉計画作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の作成及び見直しに必要な情報の収集、整理及び提供に関する事項
- (2) 計画原案の作成に関する事項
- (3) その他計画の作成及び見直し作業に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 福祉事務所長
- (2) 社会福祉課長
- (3) 社会福祉課長補佐
- (4) 防災対策課防災係長
- (5) 人権・同和対策課人権・同和対策係長
- (6) 健康課健康推進係長
- (7) 高齢者介護課高齢者支援係長
- (8) 社会福祉課社会福祉係長
- (9) 社会福祉課障がい者福祉係長
- (10) こども育成課保育総務係長
- (11) 保護課庶務係長
- (12) 子育て支援課家庭・教育相談支援係長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

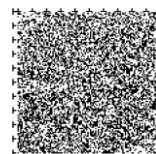
第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は福祉事務所長をもって充て、副委員長は社会福祉課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。



資料編

(意見の聴取等)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

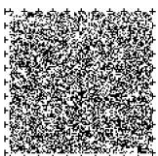
この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 4 月 1 日訓令第 9 号)

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

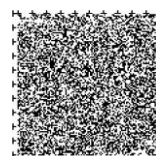
附 則 (平成 31 年 4 月 1 日訓令第 6 号)

この訓令は、公布の日から施行する。



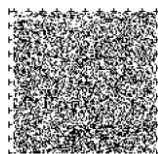
4 嘉麻市地域福祉計画策定経過

日 程	内 容
令和2年7月13日	第1回嘉麻市地域福祉計画策定委員会 ・嘉麻市地域福祉計画策定スケジュール（案）について ・地域福祉の推進に関するアンケート調査（案）について
令和2年7月27日 ～8月17日	市民アンケート調査
令和2年9月2日	第1回嘉麻市地域福祉計画作成委員会 ・嘉麻市地域福祉計画作成スケジュール（案）について ・地域福祉の推進に関するアンケート経過説明について ・協議体におけるヒアリング（案）について ・計画骨子案について
令和2年9月25日	第2回嘉麻市地域福祉計画策定委員会 ・アンケート調査結果報告 ・協議体におけるヒアリングについて ・計画骨子案の検討
令和2年10月15日 ～10月27日	協議体ヒアリング
令和2年12月2日	第2回嘉麻市地域福祉計画作成委員会 ・計画原案の検討
令和2年12月21日	第3回嘉麻市地域福祉計画策定委員会 ・計画原案の検討 ・パブリックコメントの実施について
令和3年1月12日 ～2月12日	パブリックコメント
令和3年2月24日	第4回嘉麻市地域福祉計画策定委員会 ・地域福祉計画案の確認について ・パブリックコメントの結果報告

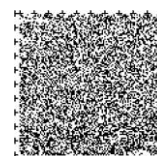


5 用語の解説(50 音順)

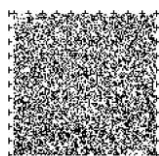
行	用 語	解 説
あ行	SNS(エス・エヌ・エス)	登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービスのこと。Social Networking Service の略。
	NPO(エヌ・ピー・オー)	民間非営利組織といわれるもので、社会福祉協議会、ボランティア団体、福祉公社、協同組合などの営利を目的としない団体を指す。Non Profit Organization の略。
か行	介護保険第1号被保険者	65歳以上の介護保険加入者。
	嘉飯圏域	飯塚市、嘉穂郡桂川町、嘉麻市で形成する圏域の総称。
	虐待	力の強い者が抵抗する力がないか極めて弱い者に対して、身体的あるいは精神的な攻撃を加えること。虐待の種類には身体的、精神的、性的、経済的、また育児や介護の放棄がある。
	権利擁護	自己の権利や援助を表明することが困難な状態にある人に代わり、援助者が代理としてその権利獲得を行うこと。例えば、認知症の高齢者や知的障がいのある人などの、財産管理や福祉サービスを受ける権利を守ることなど。
さ行	サロン	互いに支えあって暮らしていける地域づくりのため、外出の機会が少ない高齢者や、子育て中の家族など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い交流することで、地域の「憩いの場」となることをめざす場所。
	社会資源	特定の地域に存在する特徴的なもので活用可能な物の総称。自然資源だけでなく、人的なものや文化的なものなども含まれる。
	障がい者基幹相談支援センター	平成29年7月3日に飯塚市、嘉穂郡桂川町、嘉麻市によって設立された障がいのある人、その家族、関係者向けの相談窓口。総合相談や専門相談、権利擁護、虐待防止、地域移行、地域定着、自立支援協議会の運営、相談支援体制の整備などを行っている。
	障がい者虐待防止センター	平成24年10月1日から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援などに関する法律」の施行に伴い、障がいのある人の虐待の防止・早期発見、虐待を受けた時の保護や自立の支援及び養護者に対する支援などを行うことにより、障がいのある人の権利利益を擁護することを目的として、福祉事務所に設置し、相談、通報、問合せを受け付けている。



	生活困窮者	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。
	成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について、契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結したりした場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。
た行	地域包括ケアシステム	高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組みを構築することで、医療と介護の連携、在宅と施設の連携、支援困難事例への対応などを強化し、利用者一人ひとりについて、多職種が連携し、様々なサービスや資源を活用しながら、継続的にフォローアップしていく包括的・継続的なケアマネジメントを地域において確立するためのシステム。
	DV（ドメスティックバイオレンス）	広い意味で、家庭内弱者（女性・子ども・高齢者・障がいのある人など）への虐待や暴力のこと。一般的には夫婦や恋人など親密な間柄にあるパートナー間においての身体的・精神的・性的な暴力のこと。
な行	日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などのうち判断能力が十分でない人が、地域で自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用支援や日常の金銭管理などを行う事業。
	認知症	後天的な脳の障がいによって認知機能が低下し、日常生活や社会生活に支障をきたすようになった状態。
	ネグレクト	幼児、児童、高齢者、障がいのある人などに対し、その保護、世話、養育、介護などを怠り放任する行為。
	ノーマライゼーション	障がいのある人や高齢者など社会的に不利な人々を特別に区分しないのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり、方法である。

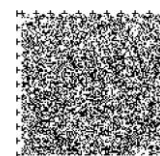


は行	パブリックコメント	(国民・住民・市民など)公衆の意見。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。日本では、意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることも多い。パブリックコメント手続(制度)とは、行政が政策、制度などを決定する際に、公衆(国民、都道府県民、市町村民など)の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。
	バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、段差などの物理的な障壁の除去をいうことが多い。また、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられている。
	福祉教育	福祉をテーマに自尊感情や命を大切にすることを学び、「共に生きる力」を育むとともに、体験的な学習を通じて自発的に考え、自分なりの気づきや理解を深める教育のこと。また、地域の人たちとの出会いを通じて、地域の一員としての意識を育んでいくことも目的としている。
	福祉推進員	地域福祉部内における協議や活動の調整や各地域福祉推進センターとの連絡調整などの役割を担うことを目的に、稲築地区の行政区ごとに社会福祉協議会が設置した委員。任期は2年(ただし、再任は妨げない)。
	福祉避難所	災害が発生した時に、高齢者や障がいのある人、妊婦など一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所。
ま行	民生委員・児童委員	民生委員法や児童福祉法を根拠に、厚生労働大臣が委嘱する特別職の地方公務員。常に住民の立場に立って相談に応じ、かつ、必要な援助を行う存在と規定され、職務の遂行にあたっては、相談や支援にあたる人の秘密を守ることとされている。
や行	ユニバーサルデザイン	年齢や障がいの有無などにかかわらず利用することができる施設、製品、情報の設計(デザイン)をいう。
	要介護認定	介護保険の給付を受けようとする被保険者が給付要件を満たしているかどうかを確認するために行われる認定。



ら行	療育手帳	知的障がい者に都道府県知事(政令指定都市にあってはその長)が発行する障害者手帳のこと。
	隣保館	部落問題の解決をはじめ、あらゆる人権問題の解決につなげていくための拠点施設であり、差別の実態としての教育面における低学力、不安定な就労状況、産業面の問題、また、結婚問題を中心に依然として根強く残っている差別意識、悪質な差別事象などの諸問題に対応し、その根本的な解決を図る目的を持った社会福祉法第2条第3項第11号に定める、隣保事業を行う社会福祉施設。無料又は低額な料金で利用でき、その他近隣地域住民の生活の改善及び向上を図るための各種事業を実施している。

注) 中央法規出版編集部『六訂社会福祉用語辞典』中央法規出版(2012)、コトバンク(朝日新聞、朝日新聞出版、講談社、小学館などの辞書から、用語を横断検索できる用語解説サイト)などを参考として作成



第 2 期嘉麻市地域福祉計画

令和 3 年 3 月

発 行 嘉麻市
編 集 嘉麻市 福祉事務所 社会福祉課
〒820-0292 嘉麻市岩崎 1180 番地 1
電話 0948-42-7457 FAX 0948-42-7091
E-mail shafuku@city.kama.lg.jp
URL <http://www.city.kama.lg.jp/>

